

胎内市

地域ちやぶ台プラン2

第2期胎内市地域福祉計画

第3次胎内市地域福祉活動計画



胎内市



胎内市社会福祉協議会マスコット
「こころん」

平成29年4月

胎内市
胎内市社会福祉協議会

目 次

はじめに	胎内市長 吉 田 和 夫 胎内市社会福祉協議会 会長 小 野 昭 治	
第 1 章	地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって	4
1	計画策定の目的	4
2	計画の位置づけ	4
3	地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	4
第 2 章	胎内市の状況	8
1	将来人口	8
2	胎内市の地域カルテ	10
第 3 章	地域福祉計画の体系	12
1	基本理念と基本方針	12
2	推進目標	13
第 4 章	地域福祉施策の展開	14
1	取組課題及び具体的な取り組みの検証	14
	地域福祉計画・地域福祉活動計画体系図	16
2	地域福祉活動計画	17
	推進目標 1	17
	推進目標 2	23
	推進目標 3	28
	推進目標 4	34
3	取組み課題と推進目標の実現に向けたプロジェクト	39
4	成果指標	44
5	推進体制	44
6	進捗管理	45
7	計画期間	45
第 5 章	参考資料	46
1	策定経過	46
2	策定委員	49
3	地域福祉懇談会記録からの分析	51
4	用語解説	54

付 録

地域活動における個人情報取り扱いのガイドライン

参考例 1 自治会個人情報取扱規程

参考例 2 町内会・自治会個人情報取扱規程

* (アスタリスク) がついている用語は、第 5 章 参考資料 4 用語解説で解説しています。

はじめに

胎内市の高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は32%に達し、今後もますます少子高齢化が進むことが確実となっています。

また、人口減少の問題がいよいよ顕在化し、路線バス等の地域インフラが維持出来なくなり消滅する等、地域を取り巻く環境はますます厳しさを増す中で、私たちは、人と人とのつながりやかかわり、お互いに支え合うことの大切さを改めて考えるときを迎えているのではないのでしょうか。

第1期計画が出来て3年が経過し、地域の支え合いや自主防災に取り組む地域が目覚ましく増加したことは非常に喜ばしい反面、障がい者や引きこもりの支援や社会参加については、地域に住む皆様の更なるご理解が必要と考えております。

特に、昨今取沙汰される「8050問題」（80代の親が50代の子を年金収入で養う等）は、縦割りの行政制度では支援が難しく、公助の限界と地域の共助・互助の重要性を、改めて私たちに示していると考えています。

このような状況の中、第2期計画策定に先立ち、地域・市民の皆様と話し合うことが最も重要と考え、市内全域を15の地区に分けて地域福祉懇談会を開催しました。おかげさまで地域の皆様の悩みや抱える課題、受け継がれてきた伝統の大切さや新たな取組みにより芽生えてきた希望など、たくさんのご意見をいただくことが出来ました。第1期計画からご助言をいただいている立正大学社会福祉学部講師 川本健太郎先生に分析を依頼し、抽出された地域課題に対して、策定機関である胎内市地域福祉計画推進委員会の委員の皆様、計画目標や推進策を検討していただき、まとめ上げたものが本計画であります。その意味で本計画は、行政主導ではなく、市民が主役の「市民協働」によって作り上げられた真の「地域福祉計画」であります。

また、本計画策定にあたり、胎内市社会福祉協議会が第3次胎内市地域福祉活動計画の策定を前倒しして下さったことにより、地域福祉推進の両輪として機能すべき二つの計画の足並みを揃えることが出来ました。胎内市社会福祉協議会のご尽力に心から感謝申し上げ、今後ますます行政と社会福祉協議会の連携強化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、地域福祉懇談会、パブリックコメント等で貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様、地域支え合いサポーターの皆様、熱心にご審議いただきました胎内市地域福祉計画推進委員の皆様、心からお礼申し上げます。

平成29年4月

胎内市長 吉田和夫



ごあいさつ

少子高齢化や核家族の急速な進行により、私たちを取り巻く環境や価値観、生活様式などが多様化し、社会情勢が大きく変化しております。胎内市においても地域福祉の課題が複雑化してきており、家族の絆や地域住民同士のつながりが希薄化していく中で、社会的孤立やさまざまな生活課題の増加、不安が多くなっております。



こうした社会情勢の中、胎内市社会福祉協議会では、平成25年度に第2次地域福祉活動計画を策定し、地域の皆さんと共に取り組んでまいりました。地域での『あいさつ』を通じた“つながり”やお茶の間サロン、地域の助け合い組織の立ち上げなど、それぞれの地域において“支え合い・助け合い活動”が広がりをみせております。

第3次地域福祉活動計画の策定にあたり、市の「地域福祉計画」と合わせて「地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。この計画は、社会福祉協議会や行政の取組みだけでなく、市民の皆さんの具体的な取組みについても盛り込んでおり、自助・互助・共助・公助が隙間なく重なり合いながら、それぞれの立場でその役割を担うことで、地域福祉活動がさらに充実していくものと考えております。今後の胎内市の地域福祉推進の指針として計画いたしましたので、ぜひ市民の皆さんに参加していただきたいと思っております。

最後になりましたが、計画策定にあたりまして、貴重なご意見・熱心なご審議を賜りました推進委員の皆様方をはじめ、地域福祉懇談会にご参加いただき貴重なご意見をいただいた市民の皆様、また、適切なご助言と多くのご協力を賜りました作新学院大学女子短期大学部 坪井 真 教授、そして福祉関係団体や各関係機関の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

平成29年4月

社会福祉法人 胎内市社会福祉協議会

会 長 小 野 昭 治

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動の策定にあたって

1 計画策定の目的

少子高齢化、核家族化が進み、さらには個人の価値観の多様化や生活形態等の変化も相まって、家庭や地域でお互いに支え合うことが弱まり、共に支え合う、助け合うという社会的なつながりも希薄になってきています。

加えて、引きこもり*やニート*、虐待、家庭内暴力、自殺、ホームレスの増加などが新たな社会問題となっています。

平成26年4月に策定した第1期となる胎内市地域福祉計画（以下「第1期計画」という。）は、これまでの制度やサービスでは対応しきれない課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で安心、快適に暮らし続けられるよう、「向こう三軒両隣」や「困った時はお互いさま」など地域のつながりの再構築とその地域・地区の特色を生かしたまちづくりをすすめるための継続的な話し合いの「場づくり」や「しくみづくり」という枠組みづくりのために策定しました。

第2期胎内市地域福祉計画（以下「第2期計画」という。）は、今日の社会情勢や福祉制度等を鑑み、胎内市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が策定する第3次地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）と共に第1期計画をより具体的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」が位置づけられており、同法第107条では、市町村は、地域住民とともに地域の実情に応じた地域福祉の推進に自主的かつ積極的に取り組むための計画として規定されています。

また、社会福祉協議会は、同法第109条第1項の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を地域福祉活動計画が中心となって策定する役割となっています。（参考1 p.6）

3 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、胎内市総合計画を基として、地域で暮らしている人は誰でも平等であり、全ての人々が人として尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域で、安心してその人らしい自立した生活ができるよう、人と人とのつながりを基本に「困った時はお互いさま」の「顔の見えるつながり」、共に認め合い、支え合う

「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「しくみ」をつくる計画です。

さらに市の保健福祉部門の実施計画として位置づけられているため、それぞれの個別計画と連携し、取り組みの推進を図ることとしています。

(図1 p.5)

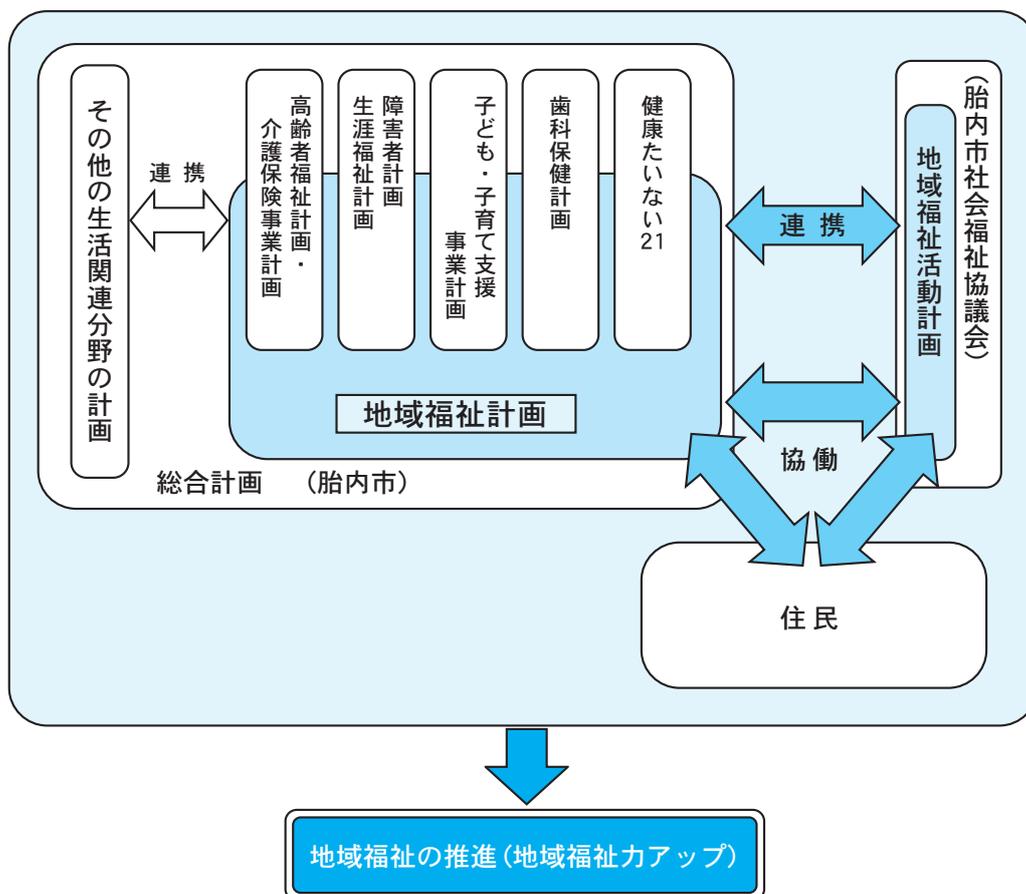
一方、地域福祉活動計画は、地域福祉計画で定めた目標を実現するために、地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を公民協働で策定する計画です。そのため、民間の立場で地域福祉の推進の中核を担う社協が計画の策定や進行管理の事務局の役割となります。

また、地域福祉計画は、市が計画の策定や進行管理の責任を担う「行政計画」ですが、行政がすることだけを計画するものではありません。

同じように地域福祉活動計画は、社協が計画の策定や進捗管理の事務局の役割を担いますが、社協のための計画ではありません。

両計画は、連携・協働することにより、自助・互助・共助・公助のそれぞれの役割(図2、参考2 p.7)を踏まえて、一体的に地域福祉の向上、推進に向けて取り組んでいきます。

(図1) 胎内市地域福祉計画の位置づけ



(参考1) 社会福祉法 (抄)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下、「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

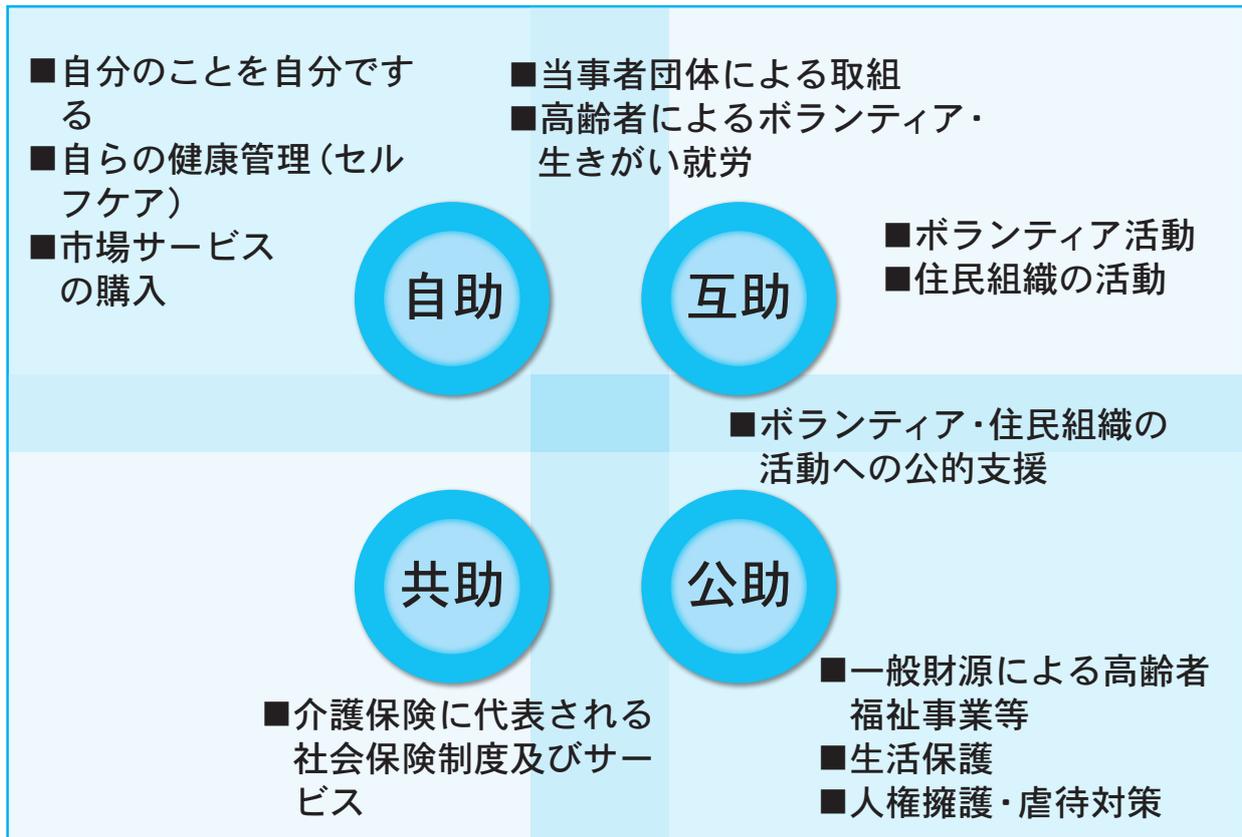
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(図2) 自助・互助・共助・公助の関係



(厚生労働省ホームページより)

(参考2) 自助・互助・共助・公助の意味

- 自助：住み慣れた地域で暮らすため、健康管理や市場サービスの購入などにより自分たちの日常生活の課題は、自発的に解決すること。
- 互助：地域で暮らす人たちが隣近所や地域のつながりで助け合い、支え合い、課題を解決すること。
- 共助：健康保険や年金、介護保険などの社会保障制度等の制度化されたお互いが支え合うしくみ。
- 公助：自助、互助、共助で解決することのできない課題に対して、市や警察など行政が最終的に対応する制度。

第2章 胎内市の状況

1 将来人口

平成17年9月に中条町と黒川村が合併し、市制が施行され、当時の人口は32,813人（国勢調査）でしたが、その後は人口減少傾向が加速しています。

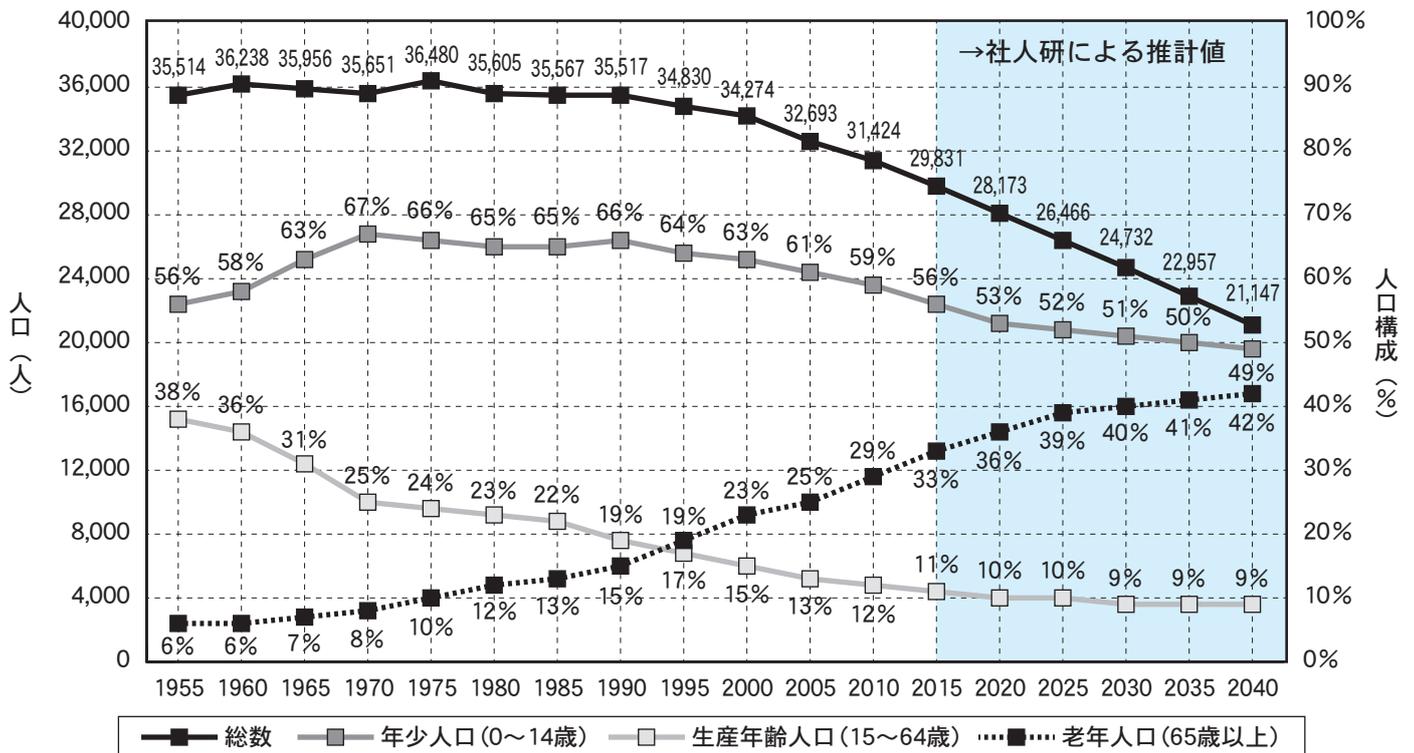
その中で、人口に占める高齢者の割合は増加、一世帯当たりの人員は減少という高齢化や核家族化が進展しています。（図3 p.8）

市においては、平成27年9月に人口ビジョンを策定し、人口減少を抑え、平成72年（2060年）に2万人を維持するという展望を示しています。

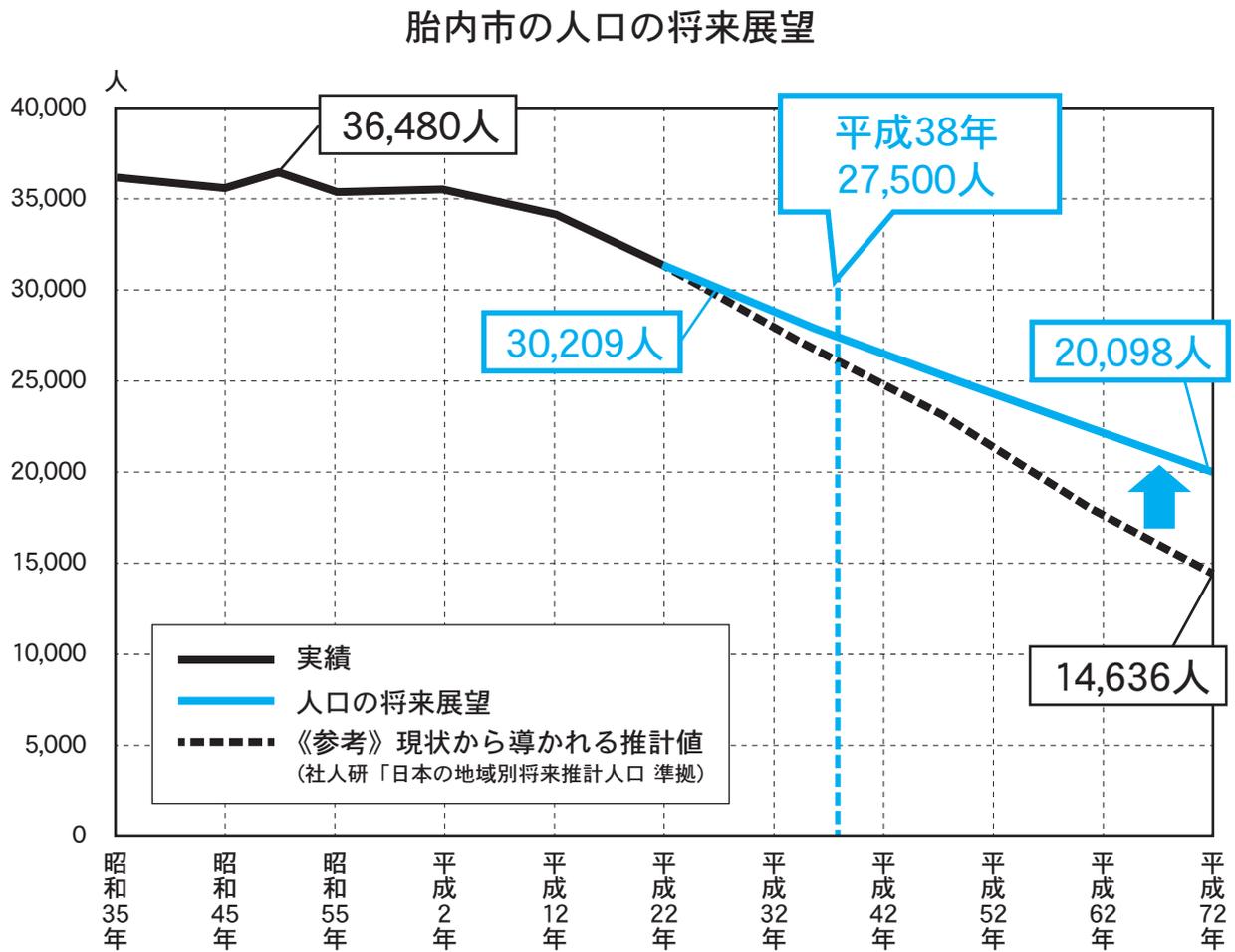
また、第2次胎内市総合計画で想定する将来人口は、平成38年（2026年）に27,500人としています。（図4 p.9）

（図3）

総人口および年齢3区分別人口の割合の推移



(図4)



(図3)、(図4) まち・ひと・しごと創生総合戦略 (胎内市) 平成27年より



2 胎内市の地域カルテ

地域の現状を次に示します。今後の人口減少を見据えて、地域でその現状をどのように受け止め、支援の必要な住民をどのように支えていくのかなどを考えていくことが必要になります。その際には、既存のサービス等の拡充や新たな地域資源の開発等も視野に入れていかなければなりません。

胎内市地域カルテ1

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	推計値	
			平成 32 年度	平成 37 年度
人 口 (人)	30,708	30,421	28,978	27,733
年少人口(0～14 歳)	3,532	3,443	3,145	3,106
生産年齢人口(15～64 歳)	17,621	17,243	15,557	14,429
高齢人口(65 歳～)	9,555	9,735	10,276	10,198
高齢化率(%)	31.11	32.00	35.46	36.77
自治会数	136	136		
世帯数(戸)	10,352	10,706		
高齢者世帯数(世帯)	2,063	2,190		
独居世帯数	995	1,053		
高齢者のみ世帯数	1,068	1,137		
生活保護世帯数(世帯)	114	112		
民生児童委員数(人)	72	72		
主任児童委員数(人)	5	5		
単位老人クラブ数	36	36		
要介護認定者数(人)	1,807	1,783	2,213	2,346
要支援1・2	381	438	483	497
要介護1	365	343	383	495
要介護2	358	321	524	539
要介護3	286	280	455	452
要介護4	252	230	231	234
要介護5	165	171	138	129
うち認知症	1,361	1,440	1,743	1,765
障がい者手帳所持者数(人)	1,600	1,605		
身体障害者手帳	1,180	1,165		
療育手帳	223	218		
精神保健福祉手帳	197	222		
人工透析患者数(人)	68	71		
地域お茶の間サロン*数	63	63		

胎内市地域カルテ2

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	推計値	
			平成 32 年度	平成 37 年度
ひとり親世帯数(児童扶養手当)	247	260		
就学援助認定者数(人)	268	283		
小学校	178	182		
中学校	90	101		
小学校数(校)	5	5		
児童数(人)	1,411	1,393		
中学校数(校)	4	4		
生徒数(人)	775	721		
高等学校数(校)	2	2		
特別支援学校通学数(人)	22	18		
保育園等数(こども園含む)(力所)	10	10		
公立保育園数(こども園含む)	5	5		
私立保育園数(こども園含む)	5	5		
保育園等園児数合計(人)	919	961		
公立保育園(こども園含む)	593	622		
私立保育園(こども園含む)	326	339		

胎内市地域カルテ3

項 目	数	備 考
緊急通報装置設置事業	134 件	救急搬送 10 件 (平成 27 年度実績)
救急医療情報キット配付数	2,992 本	(平成 28 年 12 月現在)
救命ホルター胎内たすく配付数	3,554 個	(平成 28 年 12 月現在)
シルバー人材センター登録者数	221 人	(平成 27 年度実績)
生活困窮者支援相談数	86 人	延べ 1,764 件、月 160 件 (平成 27 年度実績)
認知症サポーター*	4,189 人	一般 3,088 人、小・中学生 1,101 人 (平成 28 年 7 月現在)
自主防災組織	96 組織	中条 42、築地 15、乙 14、黒川 25 組織率 82%(平成 28 年 9 月現在)
防災士	124 人	(平成 28 年 9 月現在)
ボランティアセンター登録数		
団体	90 団体	(平成 28 年 9 月現在)
個人	36 人	
ファミリーサポートセンター*依頼会員数	179 人	(平成 29 年 2 月現在)
ファミリーサポートセンター提供会員数	60 人	(平成 29 年 2 月現在)
ファミリーサポートセンター両方会員数	22 人	(平成 29 年 2 月現在)

第3章 地域福祉計画の体系

1 基本理念と基本方針

第2期地域福祉計画及び第3次地域福祉活動計画を策定するに当たり、市内の13の旧小学校区15か所において、205名の参加を得、地域福祉懇談会を実施しました。その内容を基に策定委員会、作業部会で内容を協議し、パブリックコメント（意見の公募）を実施しました。

地域福祉懇談会、策定委員会及び作業部会の中では、次のことが課題として挙げられました。

- ・昔のような困った時はお互い様など隣近所での助け合いや支え合い、地区の共同作業などが減って「顔の見えるつながり」が薄れてきている
- ・「顔の見えるつながり」のきっかけは、「声かけ・あいさつ」であるが、大人同士のあいさつができていない
- ・世代間交流が薄れている

そして、解決に向けては、交流の場の1つとして、地域の行事や地域のサロンで子どもから高齢者まで障がい等があってもみんなで顔を合わせることが大切だという意見がありました。集まって、会話をし、笑い、一緒に食事をしたりすることで地域の方々の様子に気づいたり、どうしているのかと気遣ったりし、顔がわかる範囲からつながっていくという声が多くありました。

具体的には、集まるきっかけとして、趣味や特技の披露やオーラルフレイル（口腔機能の虚弱）*予防や介護予防、健康などの勉強会からいろいろと広がっていけるということなどが提案されました。

以上のことから、第2期計画は、第1期計画を充実させ、取組課題をより具体的に推進していくために、第1期計画の基本理念、基本方針を継承し、4つの推進目標を見直しました。

(1) 基本理念

「第2期胎内市地域福祉計画」の基本理念

楽しくふれあい、認めあい、
助けあうまち たいない

(2) 基本方針

基本方針

「笑顔であいさつ つながる安心

地域が支える居心地のいいまちづくりを目指して」

2 推進目標

今回の地域福祉懇談会から地域福祉活動を推進していくには、これまでどおりの取り組み方では、高齢化や若い世代の流出、新興住宅地区と旧地区の住民交流が希薄で交流がないなどの理由により、慢性的な担い手不足となっていることが否めないことが分かりました。

また、地域の行事等に参加しない住民や福祉課題を抱えている住民（サイレントプア*を含む。）への対応方法、コミュニティソーシャルワーカー*（以下「CSW」という。）等専門職との連携のやり方など個人情報の取扱いを含めて、住民、行政、社会福祉協議会、関係団体等と連携し、課題を一つ一つ解決していくため、具体的な対策と指標、推進目標について、見直しました。

推進目標

- ① みんなでつながる安心・快適な暮らしの実現
- ② 地域ぐるみで支える子育て環境の実現
- ③ だれもが元気に笑顔で暮らせる地域の実現
- ④ 地域のQOL*をみんなで向上させていく地域の実現

第4章 計画の展開

1 取組課題及び具体的な取り組み

4つの推進目標それぞれに取組課題を設定し、活動計画（p.14～p.35）で具体的な取り組みを示しました。また、効果的に計画を推進するためにPDCAサイクル*の確立を図ります。

(1) 推進目標1 「みんなでつながる安心・快適な暮らしの実現」

【取組課題】

- ①いざという時の助け合いのしくみづくり
- ②身近な場所での何でも相談窓口の設置

【検証の方法】

- ①ーア～エ、②ーア～オ（p.17～p.22）の具体的な取り組みの成果から分析します。

(2) 推進目標2 「地域ぐるみで支える子育て環境の実現」

【取組課題】

- ①誰でもなごめる居場所づくり
- ②元気な暮らしのリーダーづくり

【検証の方法】

- ①ーア～エ、②ーア～ウ（p.23～p.27）の具体的な取り組みの成果から分析します。

(3) 推進目標3 「だれもが元気に笑顔で暮らせる地域の実現」

【取組課題】

- ①地域の誰もが顔の見えるつながりを持ち、支え合うまちづくり
- ②誰でも参加したくなる楽しい企画づくり
- ③地域や学校の行事等への支援と参加

【検証の方法】

- ①ーア～エ、②・③ーア～オ（p.28～p.33）の具体的な取り組みの成果から分析します。

(4) 推進目標4 「地域のQOLをみんなで向上させていく地域の実現」

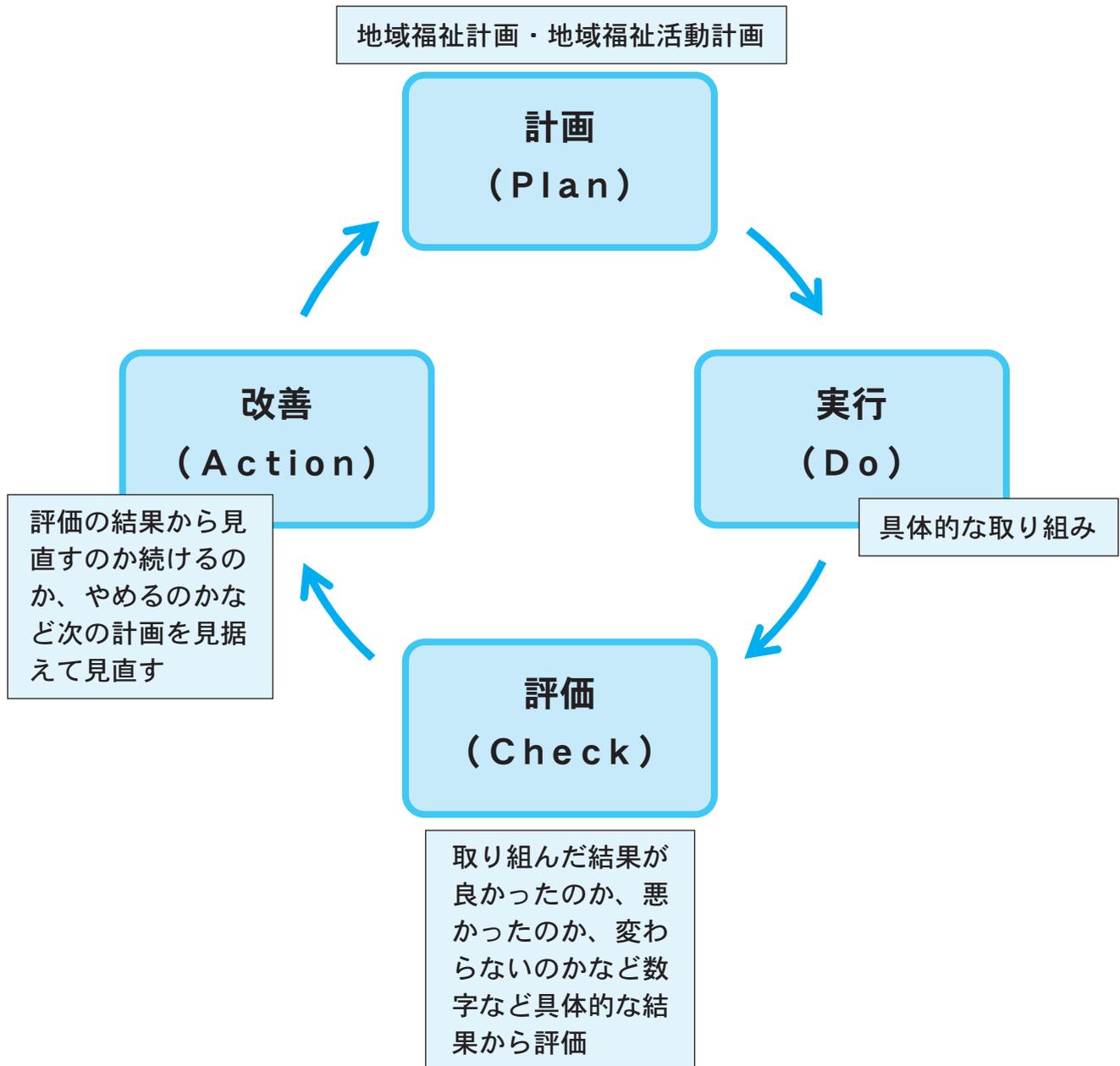
【取組課題】

- ①歳をとっても、障がいがあっても、子どもでも自分らしさが大切にできるまちづくり
- ②誰もが共生・共存でき、住みやすく、子育てしやすい環境づくり

【検証の方法】

- ①ーア～オ、②ーア～エ（p.34～p.38）の具体的な取り組みの成果から分析します。

《P D C Aサイクルのイメージ》



胎内市地域福祉計画「地域ちやぶ台プラン」・胎内市地域福祉活動計画「HOT 胎内たすけあいネット」体系図

基本理念

「楽しくふれあい、認めあい、助けあうまち たいない」

基本方針

「笑顔であいさつ つながる安心
地域が支える居心地のいいまちづくりを自覚して」

推進目標

- 1 みんなでつながる安心・快適な暮らしの実現
- 2 地域ぐるみで支える子育て環境の実現
- 3 だれもが元気に笑顔で暮らせる地域の実現
- 4 地域のQOLをみんなで見守り向上させていく地域の実現

取組課題

- ① いざという時の助け合いのしくみづくり
② 身近な場所での何でも相談窓口の設置
- ① 誰でもなごめる居場所づくり
② 元気な暮らしのリーダーづくり
- ① 地域の誰もが顔が見えるつながりを持ち、支え合うまちづくり
② 誰でも参加したくなる楽しい企画づくり
③ 地域や学校の行事等への支援と参加
- ① 歳をとっても、障がいがあっても、子どもでも自分らしさが大切にできるまちづくり
② 誰もが共生・共存でき、住みやすく、子育てしやすい環境づくり

具体的な取組

〈安心・安全〉

- ① 災害時に備えた、家族や地域での相談
- ② 防災（要援護者避難者支援）マップづくり
- ③ 防災訓練の実施、参加
- ④ 避難な訪問販売や子どもの安全のために身を守る仕組みづくり

〈相談〉

- ① 相談相手をつくり、話を聞いてもらう
- ② 身近な相談場所を見つける
- ③ 区（町内会）の相談の仕組みづくり
- ④ 引きこもりや障がいのある方への相談の仕組みづくり
- ⑤ 市役所や社協などに相談できる仕組みづくり

〈居場所づくり〉

- ① 地域の皆さんが交流する機会づくり
- ② 気軽に集える場所づくり
- ③ 公会堂・集会所・空き家の有効活用
- ④ 生活を支援する活動づくり

〈居い手〉

- ① 地域行事や地域活動への参加・協力
- ② 公会堂や集会所の「学びの場」の活用
- ③ 子どもたちの家・地域でのお手伝いの推進

〈つながり〉

- ① 子どもも大人も「あいさつ」でつながる
- ② 気軽に声をかけ、顔みえるつながり
- ③ 地域の支え合い組織をつながる
- ④ 学校・市役所・社協をつながる

〈参加〉

- ① 地域の支え合い活動の紹介
- ② 地域の支え合い活動づくり
- ③ 地域行事や支え合い活動に参加
- ④ 若者などが参加しやすい行事を工夫
- ⑤ 地域伝統文化の伝承

〈情報〉

- ① 福祉に関する情報の共有
- ② 福祉の情報を伝える仕組み
- ③ 子どもから大人までわかりやすい情報を伝える
- ④ 自己目的の自由な方への情報を伝える
- ⑤ 個人情報保護制度の理解と活用

〈地域資源〉

- ① 働く場を増やす仕組みづくり
- ② 自家用車が無くても、生活しやすい地域づくり
- ③ 医療・保健・福祉サービスの充実
- ④ U・J・ターンへの推進

4つの推進目標の実現に向けた胎内市のプロジェクト

- プロジェクト1 『自治会や地区ごとに課題を共有し、解決に向けた話し合いを行う場づくり』
プロジェクト2 『推進目標達成に向けて住民と協働を進めるしくみづくり』

2 地域福祉活動計画

推進目標 1

みんなでつなげる安心・快適な暮らしの実現

① いざという時の助け合いのしくみづくり

災害時や困ったときに備えることは、近隣の皆さんによる支え合いの関係づくりや、地域づくりの見守り活動に発展していきます。

そこで、具体的な取り組み課題「いざというときの助け合いのしくみづくり」を達成するため、私たち胎内市民は以下の実施プランに取り組みます。

ア 災害時に備えて、家族や地域で相談しましょう

災害時にどうするか、地域みんなで助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・災害時にどうするか家族で相談し、連絡方法や避難場所等を決めておきます。
- ・家族以外の相談相手をつくります。
- ・近所の人やお茶の間サロン等で災害時にどうするか話をする機会を持ちます。
- ・会議や集まりの機会をとらえて、声掛けをして災害時の心配ごと等の話を聞きます。

社協の取り組み

取り組み	内 容
お茶の間サロンなどへの活動支援・協力	災害時に備えて、日ごろから自主的な活動の支援を行います。



イ 防災（要援護者避難者支援）マップづくりをしましょう

いざという（災害）時の防災（要援護者避難者支援）マップづくりをすすめる、支えあいの関係づくりを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・災害時に支援が必要な人の情報を区（町内会）役員が中心になって情報を集め、誰が避難支援をするのかを決めておきます。
- ・各地区で災害弱者を中心にマップを作成し、避難計画について相談します。（消防団との連携や平日・日中の対応）
- ・区（町内会）内で自主防災組織をつくり、防災活動を行います。

社協の取り組み

取り組み	内 容
防災マップ作成の支援	避難者支援マップの作成支援を行います。
班別による避難者の支援	班別で助け合えるしくみづくりを進めます。

ウ 防災訓練の実施・参加しましょう

区（町内会）で実施する防災訓練へ参加し、いざという災害時に備えましょう。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・避難場所までの避難経路の確認をします。
- ・区（町内会）の班単位での防災訓練など、より身近な顔の見える訓練を行います。
- ・昼だけでなく、夜間を想定した訓練を行います。
- ・子ども会や地区老人クラブ等の団体と共同で訓練を企画します。

社協の取り組み

取り組み	内 容
防災訓練や避難訓練への支援	車いす体験や簡易担架づくりなどの支援を行います。
災害ボランティアコーディネーターの養成	災害発生時、ニーズに応じたボランティアをコーディネートできる人材を養成します。

エ 悪質な訪問販売や子どもの安全のため、身を守るしくみをつくりましょう

普段の暮らしの中で、区(町内会)や老人クラブの活動などから、地域の見守り活動ができるしくみづくりを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・お茶の間サロンで消費者被害の情報が入るようにします。
- ・地域の見守り隊をつくり、見守り活動をします。
- ・地域を良く知ります。(地域を知るツアーの開催)
- ・地域の危険箇所を調べ、区(町内会)の危険箇所マップを作成します。
- ・向こう三軒両隣の気持ちは大切です。(あいさつから始める)
- ・子どもの登下校時に合わせ、散歩や畑仕事をするなどの「ながらパトロール」で子どもを見守ります。
- ・自分だけは大丈夫だとは思わないで、色々な情報が入ってくるようにします。

社協の取り組み

取り組み	内 容
地域支え合い活動への支援	地域の多くの人たちが無理なく関わることのできる助け合い・支え合いネットワークづくりの支援をしていきます。
小学校新1年生への防犯ブザーの贈呈	小学校新1年生へ防犯ブザーを贈呈し、防犯意識を高めます。



② 身近な場所での何でも相談窓口の設置

いつでも身近なところで相談することは、生活の困りごとについて相談できる身近な場所をつくることや、困ったときに福祉機関とつながる相談援助のしくみ。また、近隣住民が助け合う・支え合うための見守りのしくみづくりにつながります。

そこで、具体的な取組課題「身近な場所での何でも相談窓口」を達成するため、私たち胎内市民は以下の実施プランに取り組みます。

ア 相談相手をつくり、話を聴いてもらいましょう

病気のこと、介護のこと、防災のことなど、生活上で困ったことについて身近な相談相手をつくり、話を聴いてもらえる地域を目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・家族に相談をします。
- ・家族との日常会話を大切にしていきます。
- ・家族以外で信頼できる相談相手をつくります。
- ・会議や集まりの機会をとらえて、声掛けをして生活の困りごとや心配ごと等の話を聞きます。

イ 身近な相談場所を見つけましょう

地域の中で、気軽に相談にのってもらえるところを見つけましょう。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・区長（町内会長）や民生児童委員に相談します。
- ・市報や社協だよりの情報を活用します。
- ・お茶の間サロンや通いの場に参加します。
- ・何か困りごとがあった時、社協に相談してくださいとPRします。
- ・地域の保健推進委員や地域支え合いサポーター*が誰なのか知っておきます。

社協の取り組み

取り組み	内 容
お茶の間サロン等での支援	相談できる体制づくりの支援を行います。
総合相談の窓口としての支援	地域との相談体制ネットワークの強化を図り、対応していきます。

ウ 区（町内会）の相談のしくみをつくりましょう

病気のこと、介護のこと、防災のことなど、生活上で困ったことについて区長（町内会長）や各種委員（区（町内会）役員・民生児童委員・保健推進員など）・お茶の間サロン担い手・地域支え合いサポーターなど、気軽に相談できる地域を目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・ 民生児童委員や町内会役員に相談します。
- ・ 地域支え合いサポーターに相談します。
- ・ C S Wに相談します。

社協の取り組み

取り組み	内 容
C S Wによる支援	生活の困りごとについて相談を受け、支援していきます。
お茶の間サロンにおける相談のしくみの支援	お茶の間サロンにおいて気軽に相談できるよう、支援していきます。

エ 引きこもりや障がいのある方への相談の仕組みをつくりましょう

地域の中で、SOS（助けて！）と自分から言えない人を区長（町内会長）はじめ、各種委員（区（町内会）役員・民生児童委員・保健推進員など）・お茶の間サロン担い手・地域支え合いサポーターなどを通じて専門機関につなげることができる地域を目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・ せいかつ応援センター*や障がい相談支援事業所などの専門機関に連絡します。
- ・ 地域支え合いサポーターに相談します。
- ・ C S Wに相談します。

社協の取り組み

取り組み	内 容
生活困窮者に対する支援	引きこもり家族の会の紹介や、生活に困窮している人の相談に応じ支援していきます。
相談支援事業所における支援	障がいを持つ人の相談に応じ、支援していきます。

オ 市役所や社協などに相談できるしくみをつくりましょう

近隣の人たちと市役所や社協のつながりを深め、助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・市役所や社協の相談しやすい人を見つけます。
- ・市や社協だより、ホームページを見るようにします。
- ・何か困りごとがあったら、『社協に相談できる』と紹介します。

社協の取り組み

取り組み	内 容
地域包括支援センターにおける支援	高齢者の総合相談窓口として、支援していきます。
生活困窮者自立支援事業における支援	引きこもり家族の会の紹介や、生活に困窮している人の相談に応じ支援していきます。
相談支援事業所における支援	障がいを持つ人の相談に応じ、支援していきます。
お茶の間サロンにおける支援	お茶の間サロンで気軽に相談できるよう支援していきます。



推進目標 2

地域ぐるみで支える子育て環境の実現

① 誰でもなごめる居場所づくり

区（町内会）で仲間と一緒に集いの場をつくることは、近所で気軽に集まることのできるお茶の間サロンなどの整備やお茶の間サロンのPR、活性化などにつながります。また、活動のきっかけがない人のために、きっかけづくりの場にもつながっていきます。

そこで、具体的な取組課題「誰でもなごめる居場所づくり」を達成するため、私たち胎内市民は以下の実施プランに取り組みます。

ア 子どもから大人まで地域の皆さんが交流する機会をつくりましょう

日頃から地域の世代間交流を行い、区（町内会）の人たちが自然に交流できる地域を目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・納涼祭を計画します。
- ・区（町内会）のお祭りを通して交流します。
- ・地域にある企業や介護事業所に協力を呼び掛けて、区（町内会）行事を企画します。
- ・施設のイベント等を宣伝、上手に活用します。
- ・意図的に「交流の場」をつくるようにします。

社協の取り組み

取り組み	内 容
お茶の間サロンなどの活動交流支援	サロンでの世代間交流の促進に向けた支援をしていきます。
世代間交流の推進	たいないきれい隊や高齢者ふれあい昼食会を通じた交流を推進していきます。
ボランティアフェスティバルなどの開催	子どもや障がいのある人も、ボランティアを通じて気軽に交流できる機会を支援します。

イ 気軽に集える場所をつくりましょう

気軽に集える場所をつくり、近隣の人たちが自然に交流できる地域を目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・気軽なお茶のみ場をつくります。
- ・サロンの継続、充実を図ります。（サロン同士の交流）
- ・認知症カフェ*（虹色カフェなど）の活用をします。
- ・大人も子どもも趣味や特技の発表の機会をつくります。
- ・公会堂などが高齢者や障がいのある人に使いやすいように心がけます。

社協の取り組み

取り組み	内 容
お茶の間サロンなどの立ち上げ支援	市民が気軽に集い、交流できる地域の拠点を目指し支援します。

ウ 公会堂・集会所・空き家の有効活用をしましょう

地域の公会堂や集会所を、近隣の人たちが自然に交流できる集いの場として有効に活用していきましょう。

また、地域の空き家などを有効活用できるような取り組みを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・空き家は空き家バンク*に登録します。
- ・空き家を活用していきます。
- ・お茶の間サロンは、公会堂等を利用して行います。
- ・利用しやすいよう公会堂等の決まりなどを検討していきます。

社協の取り組み

取り組み	内 容
公会堂等の有効利用の支援	町内単位での集いや各種相談、介護予防活動など町内への支援をします。

エ 生活を支援する活動をつくりましょう

困ったときのために、生活を支援する様々な活動づくりを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・公会堂、集会所、空き家を利用した開設をします。
- ・子ども食堂*の立ち上げ準備・開設をします。
- ・子ども食堂などの地域ボランティア活動に参加し応援します。
- ・区（町内会）の側溝掃除やクリーン作戦に参加して、作業が大変な人も参加できるようにお手伝いします。

社協の取り組み

取り組み	内 容
フードバンク*の立ち上げ支援	フードバンクの立ち上げに必要な支援を行います。
子ども食堂の立ち上げ支援	子ども食堂の開所に向けた地域の取り組みの支援を行います。

② 元気な暮らしのリーダーづくり

支え合い・助け合い活動に主体的に参加するためには、福祉に対する理解と関心を育むことが、大切になります。地域支え合いサポーターや子どもたちの活動が地域での取組みにつながります。

また、子どもたちの福祉に対するイメージは「助け合い」や「ボランティア」「やさしさ」という内容であることがわかりました。子どもの頃から地域や町内に愛着を持ち、地域での関係性を築くことが大切です。

そこで、具体的な取組課題「元気な暮らしのリーダーづくり」を達成するため、私たち胎内市民は以下の実施プランに取り組みます。

ア 地域行事や地域活動への参加や協力をすすめてみましょう

家庭・地域・学校が協力して、子どもが福祉の担い手としての活動を目指します。また、大人も様々な講座等を通して、元気な暮らしのリーダーとしての活動を目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・介護予防リーダー*研修や地域支え合いサポーター講座に参加します。
- ・地域のお年寄りや障がいのある方の経験談を聞く機会をもちます。

- ・「学校」とつながり、交流を深めます。
- ・子ども会の行事で、積極的につながりを持つようにします。
- ・大人と一緒に区（町内会）の福祉施設等の行事やボランティア活動に参加します。
- ・社協のジュニア福祉スクール*やボランティアフェスティバルに参加します。

社協の取り組み

取り組み	内 容
ジュニア福祉スクールの開催	福祉の担い手を育成するため、ジュニア福祉スクールを開催し、楽しく福祉を学べるよう支援します。
たいないきれい隊の開催	誰でも気軽に参加できる美化活動を行います。
ボランティアフェスティバルの開催	子どもや障がいのある方も、ボランティアを通じて気軽に交流できる機会を支援します。
ボランティアきっかけ講座の開催	誰でも参加しやすい講座を開催します。

イ 公会堂や集会所を『学びの場』として活用しましょう

世代間交流をとおして、一緒に福祉について関心をもちましょう。歩いていける場所にある公会堂や集会所を活用し、身近な人たちと世代間交流や福祉について学ぶ機会をつくっていきましょう。そのことで、困ったことがあった時にも、情報が共有できる支えあえる活動につながることを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・福祉について聞きたい内容を考えます。
- ・認知症についての勉強会を開きます。
- ・個人情報保護制度についての勉強会を開きます。
- ・健康やフレイル*（オーラルフレイル含）予防の楽しい遊びを企画します。

社協の取り組み

取り組み	内 容
知っ得情報お届け講座の開催	介護保険制度や福祉サービスなどを学ぶための支援をします。
お茶の間サロン研修会の実施	お茶の間サロンのあり方について、みんなで考え、共有する場を提供します。
地域支え合い活動に関する研修会・講座等の開催	地域支え合いマップの作成支援などを行います。

ウ 子どもたちは、家・地域でできるお手伝いをしましょう

子どもたちが家のお手伝いをとおして、家族の一員としての役割を自覚し近所で困っていることがある人へのお手伝いをしましょう。

また、地域の高齢者や障がいのある方などとの世代間交流をきっかけにして、顔見知りになり、近所で困っていることがある人へのお手伝いができる地域を目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・孫に手伝ってほしいと、お願いをします。
- ・区（町内会）の回覧板を隣に回すなど、子どもに出来ることを手伝ってもらいます。
- ・区（町内会）行事等に親が積極的に参加します。
- ・区（町内会）行事などで、世代間交流をします。

社協の取り組み

取り組み	内 容
ジュニア福祉スクールの開催	福祉の担い手を育成するため、ジュニア福祉スクールを開催し、楽しく学べるよう支援します。
たいたいきれい隊の開催	手軽にできる環境ボランティアを通して、担い手を育成します。
ボランティアフェスティバルの開催	子どもや障がいのある方も、ボランティアを通じて気軽に交流できる機会を支援します。
ボランティアきっかけ講座の開催	子どもたちが興味をもち、参加しやすい講座を開催します。



推進目標 3

だれもが元気に笑顔で暮らせる地域の実現

① 地域の誰もが顔の見えるつながりを持ち、支え合うまちづくり

近隣の皆さんによる助けあい・支えあいの関係づくりは、困ったときに福祉機関とつながる相談援助の仕組み、災害時の助けあい、市民の暮らし・健康・学びを支える行政・医療・保健・福祉・教育機関とのネットワークづくりに発展します。

そこで、具体的な取組課題「地域の誰もが顔のみえるつながりを持ち、支え合うまちづくり」「身近なつながりづくり」を達成するため、私たち胎内市民は以下の実施プランに取り組みます。

ア 子どもも大人も「あいさつ」でつながりましょう

困ったときのために、子どもと大人が顔見知りになり、日頃からあいさつをして、助け合い・支えあいの関係づくりを地域で目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・近所や地域の人と会った時に、あいさつをします。
- ・子どもの登下校時には散歩して、見守りを兼ねて声かけをします。
- ・地域の子どもだけではなく、若者・成年の方にも積極的に声をかけます。
- ・毎月10日「あいさつの日」に積極的に他の地域でもあいさつをします。
- ・地域の会合でも「あいさつ」の徹底を働きかけます。

社協の取り組み

取り組み	内 容
ボランティア活動などを通じた声かけの促進	環境美化活動など、子どもから高齢者までが気軽に参加できるボランティア活動などを通じて、市民同士の声かけを促進します。

イ 気軽に声をかけ、顔のみえるつながりをもちましょう

困ったときのために、日頃から気軽に声をかけあい、近隣の人たちが自然に交流できる地域を目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・高齢者に声をかけ、お茶の間サロンなどへの活動の参加をすすめます。
- ・隣の様子がわかるように、回覧板を声かけして、顔を見て手渡します。

- ・留守が続き心配になった場合は、理由を知るようにします。
- ・隣近所の日常生活（カーテンの開閉、電気の点灯消灯、新聞など）を気にかけるようにします。

社協の取り組み

取り組み	内 容
お茶の間サロンなどでの活動支援	お茶の間サロンをきっかけにして、声かけや誘い合いを行い、地域のつながりを進めていくよう支援していきます。

ウ 地域の支え合い組織とつながりましょう

困ったときのために、ボランティアや各種委員などとのつながりを深め、助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・民生児童委員の名前や顔を覚えます。
- ・近所同士で集まる機会づくりと子育て支援（ファミリーサポート）を推進します。
- ・区（町内会）の各団体と連携し、子どもの貧困や学習支援、生活の支援を行います。

社協の取り組み

取り組み	内 容
お茶の間サロンなどでの活動支援	お茶の間サロンなどで、地域の支え合い組織となるよう支援します。

エ 学校・市役所・社協とつながりましょう

困ったときのために、学校・市役所・社協のつながりを深め、助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・行事に参加して、学校や市役所・社協の人と交流します。
- ・学校支援地域本部*、学校後援会に入っつながりを深めます。

市社協の取り組み

取り組み	内 容
お茶の間サロンなどの交流活動支援	お茶の間サロンなどで行う交流活動等への支援をします。

② 誰でも参加したくなる楽しい企画づくり

③ 地域や学校の行事等への支援と参加

福祉活動（ボランティアや地域のお茶の間サロン、支えあい）に参加することは、近隣の人たちがお互いに支援する活動につながります。また、生活の困りごとを解決することにもつながっていきます。

そこで、具体的な取組課題「誰でも参加したくなる楽しい企画づくり」「地域や学校行事等への支援と参加」を達成するため、私たち胎内市民は以下の実施プランに取り組みます。

ア 地域の支え合い活動の紹介をしましょう

地域で行っている支え合い活動をしている人が中心になり、みんなに紹介して近所の人たちがお互いに支援する活動を目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・ボランティア活動を口コミで広めます。
- ・支える側と支えられる側に分けないで活動をすすめます。
- ・何事も参加することから始まります。地域での活動や行事など「町内だより」などを積極的に活用します。
- ・子ども会での「廃品回収」の情報は「お知らせ」だけでなく、「結果やお礼」を発信していきます。

社協の取り組み

取り組み	内 容
お茶の間サロンなどの活動支援	社協だよりなどを通して、活動の紹介をしていきます。
ボランティア活動の支援協力	各種ボランティア活動への支援協力をします。
地域ニーズに合わせたボランティア講座開催	地域ニーズに合わせたボランティア講座を開催します。
ボランティア活動スキルアップ講座の開催	ボランティア活動のスキルアップ講座を開催します。

イ 地域の支え合い活動をつくりました

誰もが参加できる地域の支え合い活動をつくり、お互いに支える地域を目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・地域の支え合い活動組織をつくる準備をします。
- ・日頃から近隣の人達との交流を通し、「一人暮らし・高齢」等の世帯の雪のけの手伝いをします。
- ・地域での側溝掃除（泥上げ）等、地域全員でするようにします。
- ・小さな活動から出発します。子どもを含め誰でも出来るような活動（空き缶拾いなど）を考えます。

社協の取り組み

取り組み	内 容
地域支え合い活動の支援・協力	地域支え合いマップなどを活用して、地域の支え合い活動の支援をします。
お茶の間サロンなどの活動支援	お茶の間サロンなどがない地域には、立ち上げ・準備の支援をします。

ウ 地域行事や支え合い活動に参加しました

地域行事でこれまで参加がむずかしい年代の人々が、気軽に参加できるような企画を工夫し、そのことをきっかけに、近隣の人たちと交流を深め、助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・大人も子どもも一緒に福祉施設等の行事に参加します。
- ・祭り行事を通し「区（町内会）・子ども会・老人会など」それぞれの立場でより多くの参加者が集まるような工夫をします。また、それぞれの役割分担を行い、一緒に活動します。
- ・障がいがあっても地域行事等に参加します。

社協の取り組み

取り組み	内 容
お茶の間サロンなどへの活動支援	お茶の間サロンなどに参加していない方などが参加できるよう支援します。
ボランティアセンターの充実	気軽に参加できるボランティア活動の充実を図ります。
ニーズに合わせた講座等の立案・実施	地域のニーズに合わせた講座等の立案・実施を支援します。
ボランティア団体への活動支援	各種ボランティア団体への活動を支援します。
地域支え合い活動への支援	地域の支え合い活動組織への支援をします。

エ 若者などが参加しやすい行事の工夫をしましょう

一人暮らし高齢者や子育て中の親、ひとり親などが孤独や不安を感じることなく、安心して暮らしていくためにも近隣や地域と交流を深め、近隣の人たちと一緒に参加して、助け合い・支え合いのネットワークづくりを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・若者層が参加できるように、内容を工夫します。
- ・区（町内会）の活動や行事に各世代の人に参加してもらうためには、「子どもを巻き込み」親も参加できるように工夫をします。
- ・「バーベキュー・もちつき」など、それぞれの地域に合った楽しめる行事のやり方をみんなで考えます。
- ・感謝の気持ち（ご苦労様）という事で「目に見えるもの（プレゼント・景品）」を渡し次の活動につなげます。
- ・地域で組織している「子ども会」「お茶の間サロン」など、それぞれの組織での活動だけでなく、お互いの組織間での交流を図ります。
- ・子ども会・お茶の間サロンの料理教室を開催し、子どもに料理を教えながら、一緒に食事をします。（昔の遊びを一緒にします。）
- ・防災をキーワードにした楽しいイベントを企画します。
- ・誰でも参加しやすいゲーム（例：ポッチャ*など）を企画します。

社協の取り組み

取り組み	内 容
お茶の間サロンなどの活動支援	お茶の間サロンなどを通して、若者が参加しやすい活動の支援をします。
世代間交流の推進	お茶の間サロンなどを通して、世代間交流が図れるよう支援をします。
身近な地域で活動できる場の相談・支援	地域の中で身近に活動できる場の相談を受け、支援をします。
赤い羽根共同募金会の支援	赤い羽根共同助成金を活用し、地域のお茶の間サロンやボランティア団体等を支援します。

オ 地域伝統文化の伝承をしていきましょう

ふるさとづくりを目的に、獅子舞やみこしなど、地域の伝統行事を通して大人から子どもに文化継承を目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・地域の伝統行事（獅子舞やみこしなど）に参加します。
- ・地域を離れた子どもたちの帰省に合わせて、地域行事を行います。

社協の取り組み

取り組み	内 容
高齢者ふれあい昼食会の開催	世代間交流を通じて伝承をしていきます。
ボランティア活動の推進	昔語りやボランティア活動の支援など世代間交流をすすめていきます。



推進目標 4

地域のQOLをみんなで向上させていく地域の実現

① 歳をとっても、障がいがあっても、まだ、子どもでも自分らしさが大切にできるまちづくり

情報を上手に活用していくことは、福祉やボランティアに関するお知らせが、多くの方法で伝わることや、地域福祉活動やボランティア活動を進めるための講習会を開催し、活動の手引き（マニュアル）をつくることにつながります。

そこで、具体的な取組課題「歳をとっても、障がいがあっても、まだ、子どもでも自分らしさが大切にできるまちづくり」を達成するため、私たち胎内市民は以下の実施プランに取り組みます。

ア 福祉に関する情報の共有しましょう

福祉に関する情報や地域の情報は、家族や隣近所で共有していきます。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・アパートに回覧板がまわるようにします。
- ・必要な情報が必要な方に届くしくみづくりをします。（情報ファイルを地域と共有する）
- ・地域の活動状況等の収集と発信をします。

社協の取り組み

取り組み	内 容
社協だよりの発行	月に1回社協だよりを発行し、福祉の情報を掲載していきます。
ボランティアセンターだよりの発行	年に数回、ボランティアセンターだよりを発行し、ボランティア情報を提供します。

イ 福祉の情報を伝える仕組みをつくりましょう

困っている人や気がかりな人が相談にきた時、ちょっとした一声（情報）をかけてあげられるしくみづくりを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・区役員や民生児童委員が情報を伝えます。

- ・防災行政無線を地域情報伝達の手段として活用するしくみづくりを市と協議していきます。
- ・防災マップを活用します。

社協の取り組み

取り組み	内 容
お茶の間サロンなどへの支援	お茶の間サロンなどへの情報を伝えるしくみづくりを支援します。

ウ 子どもから大人までわかりやすい情報を伝えましょう

区（町内会）だよりなど、福祉情報をどの年代でも分かりやすく伝えることを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・市報たいないを活用した、地区のイベント情報の周知を図ります。
- ・区（町内会）広報誌の文字を大きくして読みやすくします。
- ・福祉だよりの発行をします。（社協だよりを含む）
- ・ボランティアや防災活動について、子どもの参加をすすめます。

社協の取り組み

取り組み	内 容
情報誌作成支援	お茶の間サロンだよりなどの作成支援を行います。

エ 目や耳の不自由な方へ情報を伝えましょう

目が不自由な人には声で、耳の不自由な人には紙面などで確実に情報を伝えていきましょう。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・隣の耳の遠いおじいちゃんやおばあちゃんに回覧板を代わりに読んであげます。
- ・ボランティア（音声訳・点訳など）の活用をします。

社協の取り組み

取り組み	内 容
多様な情報提供の推進	音声訳・点訳などの活動を支援します。
お茶の間サロンなどへの活動支援	お茶の間サロンなどの中で情報が伝わるしくみづくりを支援します。

オ 個人情報保護制度を理解し、活用しましょう

地域における個人情報の取扱いについては、災害時の要援護者避難者支援などにも大切な情報になります。情報を上手に活用していくことを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・地域で個人情報の勉強会を考えます。
- ・個人情報の取扱いや活用のためのしくみづくりを考えます。

② 誰もが共生・共存でき、住みやすく、子育てしやすい環境づくり

地域資源の発掘・開発（場所・物・お金・人）をしていくことは、自分らしく地域で暮らしやすい環境をつくることにつながります。

そこで、具体的な取組課題「誰もが共生・共存でき、住みやすく、子育てしやすい環境づくり」を達成するため、私たち胎内市民は以下の実施プランに取り組みます。

ア 働く場を増やすしくみをつくりましょう

既存企業への支援など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充を目指します。また、ハローワーク等関係機関や町内事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋等を進め、若者の地元就職及びUJIターン*の促進や、下越地域若者サポートステーション*の利用促進に努め、若者の巣立ちもバックアップしていきます。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・地域で手伝ってほしいことなどの要望をとりまとめ、伝えるしくみづくりをします。

社協の取り組み

取り組み	内 容
共働作業の仕組みづくり	様々な課題を抱えている方でも仕事ができる共働作業の仕組みづくりをすすめます。

イ 自家用車が無くても、生活しやすい地域づくりをすすめましょう

生活の基本である移動が自由にできるよう、高齢者や障がいのある人などが利用しやすい移動手段の充実を図る必要があります。また、日頃からの人間関係を築き、隣近所で乗り合いができる関係づくりを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・地域の中の困りごとを、地域支え合いサポーターや民生委員などに伝えます。
- ・デマンドタクシー（のれんす号）を利用します。
- ・知り合いの人に車に乗せてもらったり、買い物に連れて行ってもらいます。

社協の取り組み

取り組み	内 容
地域支え合い組織への支援	買い物支援や送迎支援など、地域支え合い組織で活動できるようしくみづくりをすすめます。
福祉タクシー券の発行	障がいを持つ方へ、タクシー券の助成をします。
ボランティア活動への支援	各種ボランティア活動の支援をします。

ウ 医療・保健・福祉サービスを充実していきましょう

誰もが住み慣れた地域でそれぞれの症状に応じた適切な医療が受けられるよう、地域の医療体制の維持充実とともに、連携も図っていかねばなりません。

また、医療に関して気軽に相談できるよう、医療・行政機関での相談窓口の充実と、さらに、医療機関や救急医療に関する情報等の提供体制を充実し、住民が医療に関する理解を深め、適切に受診できるように努めなければなりません。

健康な状態を保って生涯を暮らし続けることは、誰もが望むことです。一人ひとりが自分のところと体の状態をよく把握し、健康を維持していけるような取り組みをより一層充実させていくことを目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・具合が悪くなった時は、受診します。
- ・日頃から健康増進や予防の取組みについて関心を持ち、生活習慣病の発見や予防を目的とした特定健診を受けます。
- ・健康づくりや介護予防のため、スポーツやレクリエーションなど、積極的に参加します。
- ・困った時、どこに相談すればよいか事前に調べておきます。
- ・積極的に生涯学習講座などを受講し、ボランティア活動にも参加します。
- ・自分自身のよさを地域活動に生かします。

エ UJIターンを促進していきましょう

団塊の世代をはじめとした県外在住者の受け入れ体制を整備し、UJIターン情報の発信や空き家の活用などの支援体制を目指します。

市民の皆さんの取り組み

例えば・・・

- ・胎内市が住み良い市だということを、伝えていきます。



3 取組み課題と推進目標の実現に向けたプロジェクト

第1期計画で4つの推進目標を目指し、それらの実現に向けて2つの「推進目標の実現に向けたプロジェクト」を設定しました。

第2期計画でも引き続き2つのプロジェクトを設定し、市民や関係団体と連携・協働し、住みたい居心地のいいまちづくりに取り組んでいきます。

《推進目標の実現に向けたプロジェクト1》

「自治会や地区ごとに課題を共有し、解決に向けた話し合いを行う場づくり」

《推進目標の実現に向けたプロジェクト2》

「推進目標達成に向けて住民と協働で進めるしくみづくり」

《推進目標の実現に向けたプロジェクト1》

「自治会や地区ごとに課題を共有し、
解決に向けた話し合いを行う場づくり」

第1期計画では、ネットワークづくりが足踏み状態でしたが、第2期計画策定に向けた地域福祉懇談会をその第一歩とし、「身近なエリア」「地域の協働・連携エリア」「協議・支援エリア」のネットワークの構築を推進していきます。

そこでは、生活困窮者や引きこもりなどいわゆる「サイレントプア」への支援など既存の制度やサービスでは、対応しきれない「制度の狭間」に対する新たな制度やサービスの開発等も協議していきます。

また、平成28年度より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、平成29年度からは「地域包括ケアシステム」が動き始めます。（参考3 p.40）

高齢者や障がい者に限らず、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていけるように、引き続き協議していきます。

ケアのあり方のみならず、居場所づくりや社会参加の機会をどのように生み出していくことができるのかプロジェクト2と合わせ、関係機関・団体等との連携をより一層強化していきます。

(参考3)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」

平成28年4月1日施行され、障害のある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求め、差別をなくすことで、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは・・・

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

合理的配慮の提供」とは・・・

障害のある人やその人を支援している人などから、何らかの対応を必要としているとの意思表示が伝えられた時に役所や会社・お店などに対して、負担が重すぎない範囲で対応することです。

例えば、聴覚障害のある人に声だけで話す、知的障害のある人にわかりやすく説明しないなどが合理的配慮をしないこととなります。

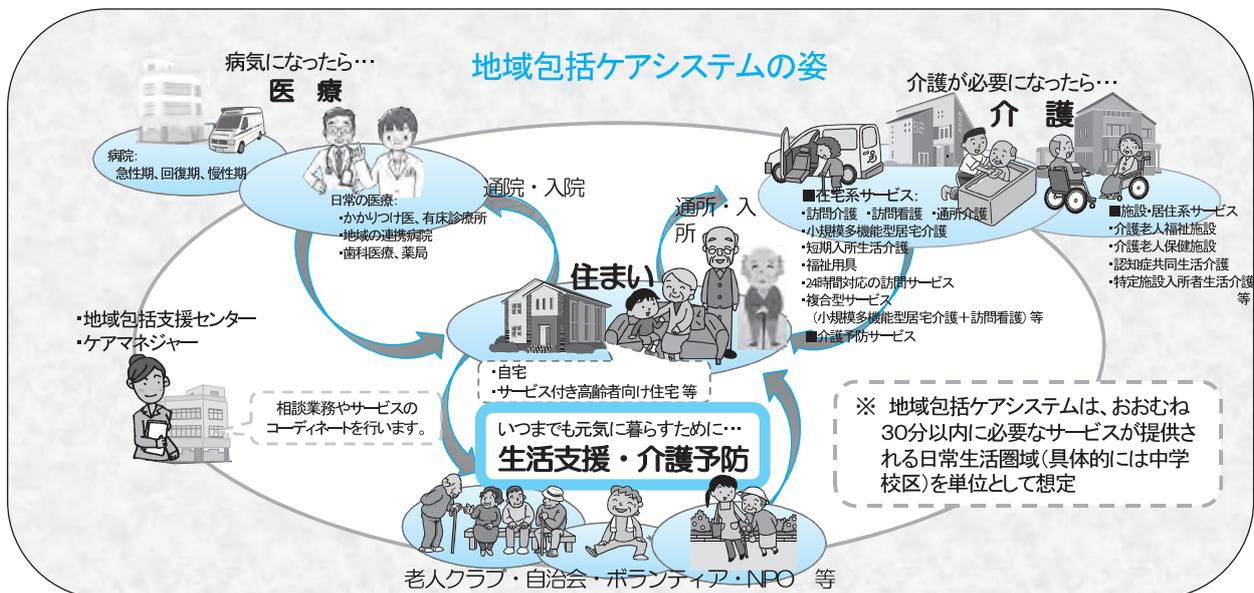
※ここでいう障害は、障害者手帳の有無に限りません。(障害児含む)

「地域包括ケアシステム」

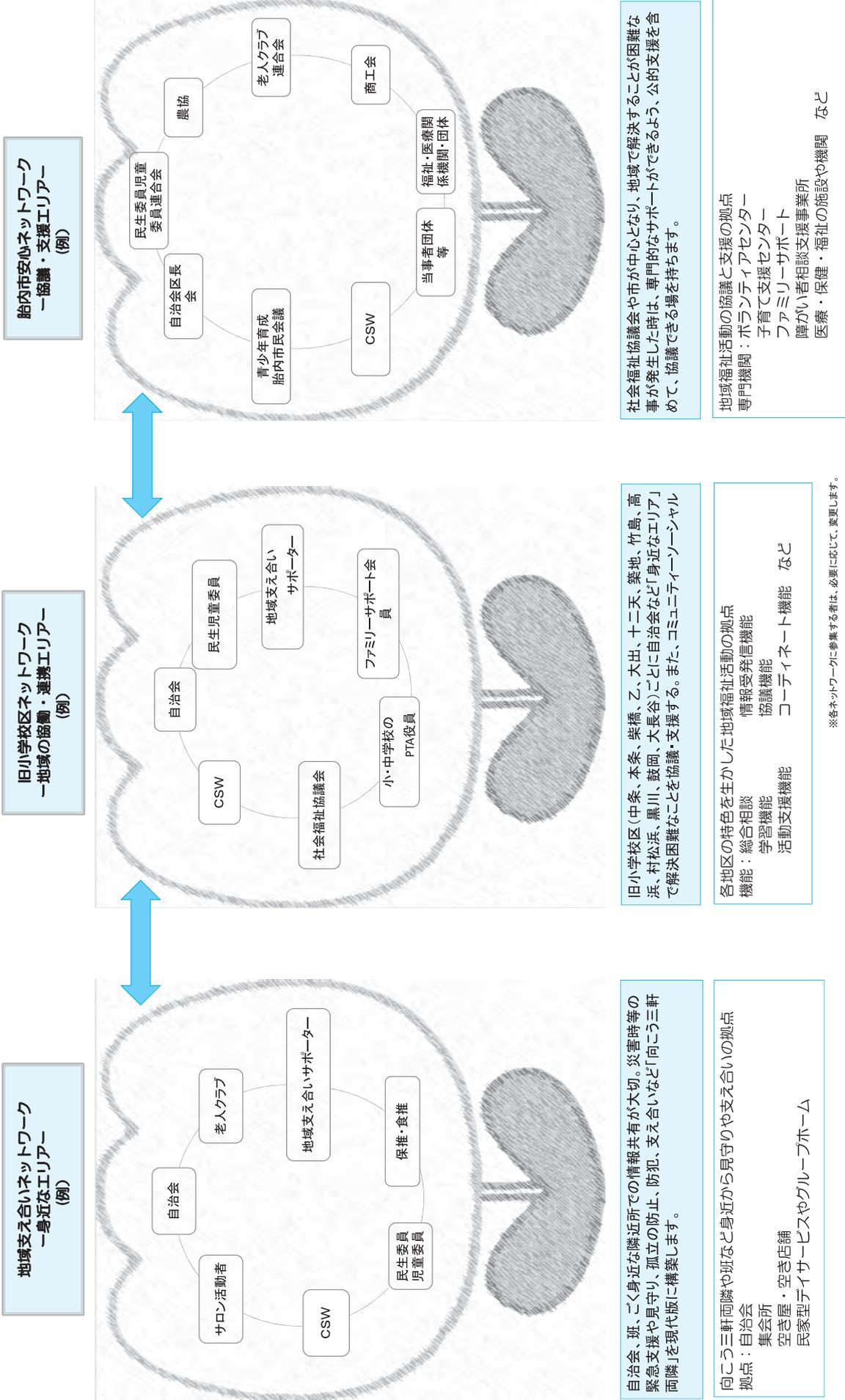
高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」を一体で提供できる地域の体制をいい、そのためには自助・互助・共助が活用されるしくみができていることがポイントになります。

県や市が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくものですが、住民の方々からの提案が重要になります。

このシステムは、現在、高齢者全体を対象としていますが、将来的には地域のすべての住民を対象にするものです。



推進目標の実現に向けたプロジェクト 1 「自治会や地区ごとに課題を共有し、解決に向けた話し合いを行う協議の場づくり」



※各ネットワークに参集する前は、必要に応じて、変更します。

《推進目標の実現に向けたプロジェクト2》

「推進目標達成に向けて住民と協働で 進めるしくみづくり」

第1期計画で、地域住民が抱えるいろいろな課題の解決には総合的なコーディネーターが必要だという声からCSWの養成・配置を行い、平成28年度までに認定CSW2名が市内の事業所に配置されたほか、1名が現在の職務形態から実働が困難となっている状況であり、十分に機能するには至っていません。

そのため、今後も養成・配置に継続して取り組むと共に事業所等の理解の促進にも取り組んでいきます。

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、引きこもりやニートなど様々な理由で仕事に就けない、収入が少ないことなどから引き起こる社会的課題に対し、市や社会福祉協議会の「せいかつ応援センター」、関係機関等が自立に向けた支援を行っていますが、既存の社会資源では対応しきれない現状があります。

その現状を解決するために第2期計画では、既存の社会資源の活用だけでなく、新たな社会資源の開発や住民の理解の促進に取り組んでいきます。

なお、その活動には、「声なき声」をつなぐ役割として、住民の協力体制も欠かせないことから、第2期計画でも引き続き、住民の方々を対象に「地域支え合いサポーター」の養成も行います。

地域福祉課題解決のための市役所各課の横断的な連携システムの体制づくりも十分にできていないことから、庁内の横断的な体制づくりを進めます。これらの取組とともに、地域住民、企業、関係機関、団体、行政が一体となって、地域福祉課題への取組みを推進していきます。

推進目標の実現に向けたプロジェクト 2 「推進目標を住民と協働ですすめるためのしくみづくり」

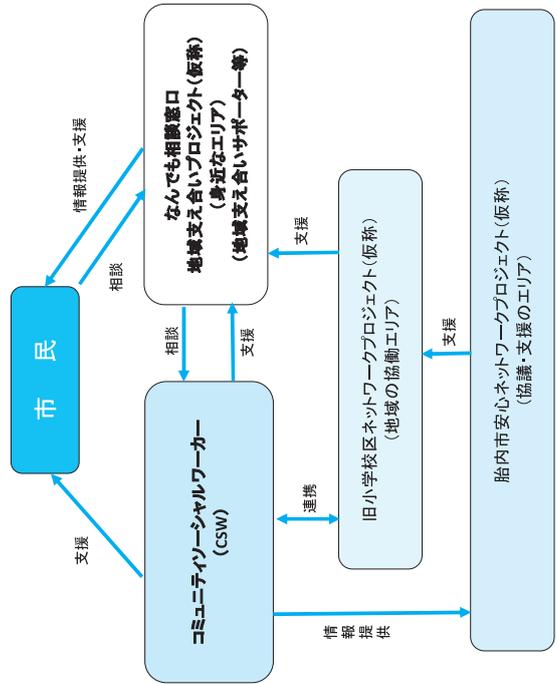
1 「市役所内各課横断連携システムづくり」

地域の活動を推進するための支援体制をすすめます。市役所内の体制として、保健医療福祉関係にとどまらず、住宅や環境、雇用、教育、まちづくり政策など幅広い分野での連携・協議が必要です。そのため、関係各課が密接に連携し、地域の課題に総合的に関わられるような体制をつくります。

2 「コミュニティソーシャルワーカー(専門職)及び地域支え合いサポーター(地域住民)の養成と配置」

地域において支援を必要とする人たち(高齢者や障がい者、妊娠婦や子育て世代、日本語が不自由な外国人など)の相談を受けたり、支援活動をする人と結びつけたり、公的制度との調整をするなど制度の狭間の問題を公民協働で解決する専門職(コミュニティソーシャルワーカー)を養成・配置します。また、地域のちよつとした困りごとへの相談・対応や福祉課題を専門職や関係窓口につながるなどの役割として地域住民を対象に「地域支え合いサポーター」を養成します。

コミュニティソーシャルワーカー 地域支え合いサポーター の役割



地域支え合いサポーターと コミュニティソーシャルワーカーの役割

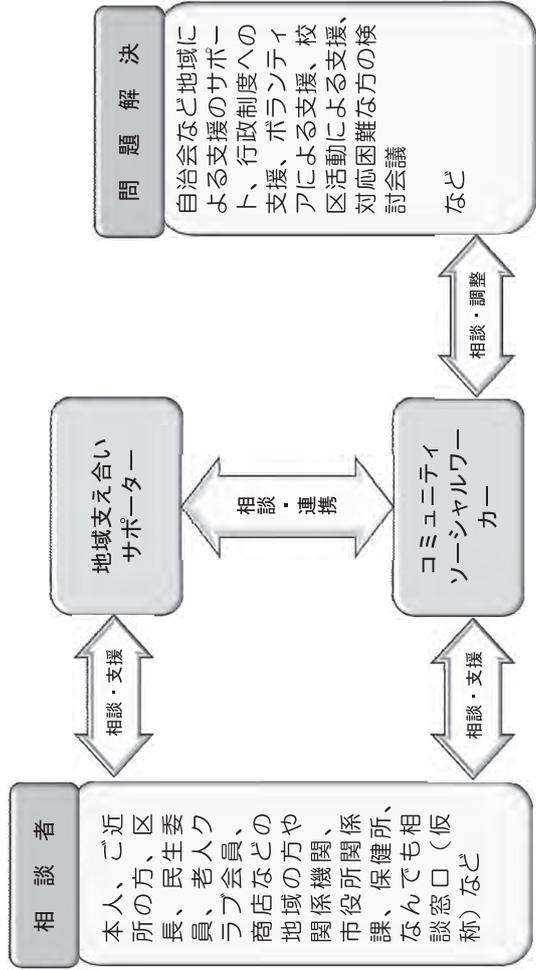
地域支え合いサポーターの役割

- 地域で心配な人がいる、
隣近、顔を見かけなくなってきた人がいる
子育てで悩んでいる人がいる
障がい者があっているいろいろな大変そうな人がいる など
- ①自分が気づいたことや近所からの情報などをコミュニティソーシャルワーカーや社協、地域包括支援センター、民生児童委員などにつなぎます。
 - ②自分のできること、趣味などを活かして、地域の方々のお手伝いをしたり、地区のボランティアになぎます。
たとえば・・・
・ゴミの分別やゴミ出しのお手伝い
・買い物支援
・車取りや畑作業、お墓掃除
・イベント等への参加支援
・関係づくりが難しい方へのつながり支援 など
 - ③市内CSとCSW行政等関係者との定期的情報交換等を行い、つながりを広げます。

コミュニティソーシャルワーカーの役割

- 「どこに相談していいかわからない。」
そんな悩みや困りごとを地域に出向いてお話を伺い、解決する方法を一緒に考え、周囲の方々の協力を得たり、制度やサービスの活用、相談窓口へつなぐなど、地域で孤立しないよう支援します。
- 例えば・・・
- ・近所に心配な方がいるんだけど...
 - ・育児のことで不安、誰に相談したらいいの...
 - ・家族の介護、どうしたらいいの...
 - ・息子さんがかすつと家に閉じこもっているみたいだけれど...
 - ・障がいがあり、仕事が長続きしない。なんとかしたい...
 - ・外国人で日本語での意思疎通がうまくできず、受験を控えている人がいる など...

**相談支援し、地域での生活を
支えるためのコミュニティサポーターです。**



4 成果指標

地域福祉計画の具体的な成果を設定します。

成果指標	28年度	31年度	33年度	38年度
地域支え合いサポーターの認定者数	36人	47人	58人	68人
多世代の人が交流できる寄りあい施設数（累計）	0か所	1か所	2か所	4か所
C S Wの認定者数	3人	5人	8人	13人
旧小学校区等（15地区）ネットワーク会議開催地区数（年間）	0地区	3地区	5地区	15地区
新しい地域資源の開発数（累計）	0	1	2	4

5 推進体制

本計画の推進に当たっては、多様な分野との関連による取組が重要です。

①胎内市社会福祉協議会との連携・連動

- ・胎内市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携・連動し、一体となって取り組んでいきます。
- ・社会福祉協議会と共に生活課題や福祉課題の把握に努め、住民や関係機関等と連携し、解決を図ります。

②地域福祉計画推進会議の継続

- ・計画の推進方法等を検討するとともに、評価・進捗管理を行います。
- ・4つの推進目標をテーマとする各作業部会で協議・検討を行います。

③市役所内の推進体制の整備

- ・様々な分野に関わることから、市役所内の関係課と情報共有と連携を図り、総合的に施策が推進されるよう取り組みます。

④住民や関係諸団体等との連携

- ・懇談会等を通じ、それぞれの役割を認識し、それらを明確にした上で、課題の共有・解決に向けた取り組みを行います。

6 進捗管理

毎年、胎内市社会福祉協議会との評価・調整や地域福祉計画推進会議、市役所内関係課等において、調整・評価された状況を踏まえ、進捗管理を行います。

その結果については、市報等に掲載し、公表します。

7 計画期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までとします。

なお、日々変化を続ける地域生活状況の確認を行いながら、必要に応じて、期間内においても見直し・変更を行うこととします。

第5章 参考資料

1 策定経過

【地域福祉懇談会】

- 平成28年 8 月 9 日(火) 中条小学校区B
(東本町 4～7、西本町 1～4、若松町 1～3、二葉町 1,2、住吉町、新和町)
- 8 月18日(木) 中条小学校区C
(星の宮町 1,2、関沢、飯角、半山、羽黒、野中、並槻、追分、仁谷野、鴨田、船戸、長橋、つつじが丘、つくし町)
- 8 月19日(金) 中条小学校区A
(水沢町、表町、新栄町、大川町 1～4、本町 1～4、西栄町 1～4、北本町 1,2、東本町 1～3)
- 8 月26日(金) 旧柴橋小学校区
(柴橋、草野、新館、鷹の巣、西川内、東川内、八田、寅田、小船戸、上城塚、下城塚、城塚、塩津、弥彦岡)
- 9 月 1 日(木) 旧本条小学校区
(本郷町、西条町 1,2、クラレ、赤川、あかね町)
- 9 月27日(火) 旧乙小学校区(乙、桃崎浜)
- 10 月 4 日(火) 旧十二天小学校区
(八幡、高野、土作、横道、平木田、平木田駅前、十二天、小地谷、山屋、菅田、高野茨島)
- 10 月 6 日(木) 旧大出小学校区
(荒井浜、大出、富岡、江尻、地本、日立)
- 10 月 7 日(金) 旧竹島小学校区
(北成田、宮川、竹島、苔実、高橋)
- 10 月13日(木) 旧築地小学校区
(築地、築地新、下高田、山王、中村浜)
- 10 月18日(火) 旧村松浜小学校区(村松浜、日鋳)
- 10 月19日(水) 旧高浜小学校区(高畑、宮瀬、鴻ノ巣、笹口浜)
- 11 月 4 日(金) 旧大長谷小学校区
(須巻、下荒沢、持倉、黒俣、大長谷、小長谷、鋤江)
- 11 月11日(金) 旧鼓岡小学校区
(坪穴、栗木野新田、夏井、鼓岡、坂井、熱田坂、宮久、川合)
- 11 月15日(火) 旧黒川小学校区
(黒川上町、中町、下町、南町、西町 1,2、北町、下江端、東牧、近江新、蔵王、塩沢、塩谷、下館、前山台)

【地域福祉懇談会の様子】



【策定委員会・作業部会】

平成28年 7月11日(月)	第1回地域福祉計画推進(策定)委員会(市)
11月30日(水)	第1回地域福祉活動計画推進委員会(社協)
平成29年 1月20日(金)	第2回地域福祉計画推進(策定)委員会(市)
1月31日(火)	第2回地域福祉活動計画推進委員会・作業部会(社協)
2月9日(木)	第1回地域福祉計画作業部会(市)
2月13日(月)	第2回地域福祉活動計画作業部会(社協)
2月21日(火)	第2回地域福祉計画作業部会(市)
2月28日(火)	第1回地域福祉(活動)計画合同委員会
2月28日(火)	第2回地域福祉(活動)計画合同委員会

【パブリックコメント】

平成29年 3月2日(木)～3月21日(火)

第2期計画(素案)に対するパブリックコメントの実施(意見提出:2件)



2 策定委員

地域福祉計画推進（策定）委員名簿 任期：平成27年4月1日～平成30年3月31日

区 分		所 属	氏 名 (敬称略)
住民組織団体	老人クラブ	胎内市老人クラブ連合会	須貝 勇一
	サロン	築地福祉会	水澤 律子
		桃崎浜サロンよろばだ	三浦 昭子
各中学校区の住民代表	中条中学校区	西条	宮西 俊夫
	築地中学校区	築地	長谷川 清二
	乙中学校区	大出	森田 あけみ
	黒川中学校区	鼓岡	坂上 洋子
学識	学識経験者	立正大学	川本 健太郎
保健福祉関係	民生児童委員	中条地区民生委員	村木 國榮
	区長	柴橋	大沼 安在
	社会福祉協議会	胎内市社会福祉協議会	伊藤 公史
	地域包括支援センター	地域包括支援センターみらい	須貝 正則
	障がい者支援事業所	そら倶楽部	村山 茂和
	居宅介護支援事業所	胎内市社会福祉協議会	前田 こずえ
	サービス提供事業所	デイホームちゅーりっぷ苑	新野 直紀
	子育てボランティア	子育てボランティア	諸橋 きよみ
	食生活改善推進委員	胎内市食生活改善推進委員協議会	小泉 英子
医療	医師	新発田北蒲原医師会胎内支部	千野 早苗
	歯科医師	新潟県歯科医師会	有松 美紀子
商工	商工会	中条町商工会	渡邊 素子

地域福祉活動計画推進委員名簿

区 分	策 定 時 の 所 属 ・ 役 職 等	氏 名
アドバイザー	作新学院大学女子短期大学部 教授	坪 井 真
委員長	社会福祉協議会 地域福祉部会 部会長	忠 邦 夫
副委員長	水芭蕉ボランティア会	古 泉 陽 子
委 員	胎内市老人クラブ連合会 会長	須 貝 勇 一
委 員	ちゅーりっぷ苑 副苑長	新 野 直 紀
委 員	胎内市身体障害者福祉協会 会長	久 保 田 育 宏
委 員	こぼと作業所 施設長	澁 谷 博
委 員	ボランティアセンター運営委員会 副委員長	野 澤 文 夫
委 員	胎内市中条婦人会 会長	石 山 節 子
委 員	胎内市民生児童委員協議会連合会	伊 藤 紀 子
委 員	胎内市民生児童委員協議会連合会	大 沼 和 雄
委 員	自主運営サロン団体 築地福祉会	前 田 幸 江
委 員	鹿ノ俣地域夢苦楽部	井 上 金 一 郎
委 員	胎内市福祉介護課 課長	須 貝 敏 昭
委 員	胎内市学校教育課 課長	佐 藤 守
委 員	社会福祉協議会 地域福祉部会 副部会長	藤 木 國 裕
委 員	社会福祉協議会 地域福祉部会 委員	伊 藤 武
委 員	社会福祉協議会 地域福祉部会 委員	水 澤 律 子
委 員	社会福祉協議会 地域福祉部会 委員	小 林 勲

3 地域福祉懇談会記録からの分析

胎内市地域福祉（活動）計画 地域福祉懇談会記録の分析について

文責：立正大学 川本 健太郎

（概要）

報告について

2016年度、胎内市では13の旧小学校区、15か所において205名の参加を経て地域福祉懇談会を実施した。この懇談会で出てきた949のワードについて、データ化を行い、類型化した結果をもとに、地域福祉計画を振り返る（評価）材料の一つとしながら、課題や改善すべき点などを明らかにすることを目的にまとめている。本報告は分析過程の経過報告の概要にあたる。

地区数：15区（旧小学校区13区うち中条小学校区を3地区に分けた。参加者数：205人）

ワード数：949

まとめかた

949のワードから、意味内容が読み取れるもの、また、重複しないものを選択し、そのワードの性格を良・課題・提案の3つに分類し、また、中項目を設定し表1の通り整理を行った。

考察

《項目別》

① 若者

そもそも仕事がなく若者は出て行ってしまう。子どもが少なく若い人の集まりも少ない。子育て世帯は、子ども、家族が中心で地域に関わりをもたない。その背景として若い世帯の参加の場が少ない。また、地域おこし協力隊の参加など外部の参加の仕組みは評価できる。

② 地域行事

少子高齢かによる担い手不足が原因で地域行事を取りやめることもある。また参加メンバーが固定化されてきており、声をかけてもでてこない人や高齢化などを理由に参加者は減少してきている。また、地域行事を行うのに費用がかかるなどの声もあった。

ただ、男性料理教室や仕事（役割）があると参加しやすく、また、地域活動の発表会はお互いの刺激になるとの意見も挙がっている。これから若年層、また、40～50代の人をどのように巻き込むかが課題。

③ 地域行事（防災）

防災は、参加者が集まりやすい（防災マップ作り）。消防団の取り組みも若者と地域をつなぐ一つの集まりになっている。ただし、日常的な顔の見える関係や災害弱者などの立場にたった活動になることも必要。

④ 住民同士の関係性

世代間交流の機会は少なく、とりわけ新旧住民間、マンションなど集合住宅との交流はなく、区費も納めないなど、家族構成など把握できていない。畑などの井戸端会議、声かけ運動が大切。

⑤ 当事者との関係性

どのように関われば良いかの、その対応にこまる。言われれば手伝うが、積極的には関わりを持ちにくい。なるべく、早い段階で（要介護になる前から）、つながりをもっておくことが大切。こうした、入口となるような仕組みが必要である。

⑥ サイレントプア

ひきこもりには声をかけづらい。自分のことはほっておいてほしいとの態度。こうした対象者を区で把握し、CSWが対応してほしい。

⑦ 地域資源

J A支所の撤退や老人クラブの解散など交流の拠点やグループが減少している。また、医療機関は少なく、空き家は増加している。この空き家に関しては空き家バンクを、また、農家の廃棄をフードバンクとして生かしていくなど新たな資源を開発していくことも必要。また、小さな拠点（集会所・キッチン設備）が地域にあれば良い。

⑧ 情報

情報の非対称性が高く、必要な情報が必要な人に届いていない。回覧板も情報が多すぎたり、回らないこともある。さまざまな場面や媒体を通して伝える工夫が必要。

⑨ 情報（個人情報）

個人情報保護の壁があり要援護者の把握が困難。どこまでが個人情報でどのように乗り越えていけば良いのか課題は多い。

⑩ 移動

のれんす号などもあるが、自家用車がなければ生活しづらい地域がある。

⑪ 地域福祉計画

実践的な計画として、補助金など具体的な策も必要。

⑫ 他機関とのつながり

警察とのつながりにより防犯パトロールができています。

全体の考察

胎内市が地域福祉活動を推進していくには、これまでの推進組織や人だけでは（自治会や民生委員）、高齢化による人材不足などにより厳しい状況に直面している。また、仕事がなく、若い世帯の流出が後を絶たないこと、もしくは、市内にいる若い世帯や集合住宅、新興住宅地と旧地域の住民との間に繋がりもない地区が多い。そのため、慢性的な担い手不足になっている。

また、そもそも地域活動に参加しない住民や福祉ニーズを抱えている住民（サイレントプアを含む）とどのように接することが良いのか、その対応方法（援助技術）、そして、CSWなどの専門職とどのように連携していけばよいのか、住民、行政、そして、社協間の情報をはじめ認識の共有ができていない状況であることも否めない。こうした点やそれぞれの組織が縦割りのため、同じような計画、プログラムを地域（自治会）に投げかけており、無駄も生じている。本懇談会では、この「情報」に関わるワードがもっとも多く、とりわけ、個人情報に関しては、防災や見守りの対象者把握を行ううえで障壁となっており、対策を考えていくことは必要だろう。また、地域の資源についても、人口と等しく減少していくことになる。

こうした状況のなかで、若い世帯が生活を持続できるインフラ*の維持（主には雇用・教育）と医療・保健・福祉を含むケアのあり方を一体的に捉えて協議し実践へと具現化できるように本計画を推進していくことが求められる。意見にもあった、住民同士の発表の機会やこうした地域懇談会や推進委員会での意見交換を通して、胎内市の地域福祉計画の推進目標を改めてふりかえり、推進目標のそもそもの見直し、そして、何より具体的な対応策を一つ一つ考えていくことが求められる。

- ① 楽しくふれあい安心、快適に暮らせるしくみづくり
- ② 地域ぐるみで支える子育てのしくみづくり
- ③ 健やかな笑顔で元気に暮らせるしくみづくり
- ④ 認め合い、助け合い、生きがいをもてるしくみづくり

【用語解説】

* 空き家バンク (p.24)

優良な空き家の情報を市が登録し、これを希望者に対して提供し、売買の仲介等を行う制度。

* インフラ (p.53)

インフラストラクチャーの略。
もともとは、下部構造の意。そこから「産業や生活の基盤として整備される施設」をさす。道路や鉄道、病院、公園、などである。

* オーラルフレイル (p.12、26)

口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含み、身体の衰え（フレイル）の一つ。
滑舌が悪くなる、食べこぼし、わずかなむせ、かめない食品が増える、口の乾燥等ほんの些細な症状であり、見逃しやすく、気が付きにくい特徴がある。

* お茶の間サロン (p.10、17、19)

地域の歩いていける集会所や公会堂で地域の誰もが気軽に寄り、交流できる居場所。

* 介護予防リーダー (p.25)

健康体操やストレッチなどの介護予防活動を地域の中で中心となって普及・実践するボランティアのこと。

* 下越地域若者サポートステーション (p.36)

働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者に対し、専門的な相談や各種訓練、協力企業への就労体験などにより就労に向けた支援を行う公的機関。下越サポステとも言う。

* 学校支援地域本部 (p.29)

地域住民の方々の協力を得て、学校の教育活動を支援するボランティア。登下校時の見守りや学習の補助や環境整備な

どを行う。中条小学校で結成されているボランティアは「つばさっ子ボランティア」という。学校内で「読み聞かせ」や「通学パトロール」などを実施している。

* 子ども食堂 (p.25)

地域のボランティアが子どもや親を対象に無料や安価で食事を提供する民間の取り組み。貧困家庭や孤食（ひとりで食事をとる）の子どもを対象に始まった。

* コミュニティソーシャルワーカー (p.13、21、42、43)

地域において支援を必要とする人達の相談を受けたり、支援活動する人と結びつけたり、公的制度との調整をするなど制度の挟間の問題を公民協働で解決する専門職（社会福祉士、介護支援専門員、その他福祉・介護の分野で研修を受け、専門知識を有する方）

C S Wと略して、呼ぶこともある。

* サイレントプア (p.13、39)

声なき貧困。様々な理由により仕事に就けないなどから金銭的困窮、社会的な孤立となり、誰にも相談できず、助けを求められない。また、世間体を気にし、困っている状況を隠すため、貧困が誰にも認知されず、サポートを受けられない状態をいう。

* ジュニア福祉スクール (p.26、27)

子どもたちが楽しく福祉を学び体験することで福祉への興味を深め、行動できるきっかけづくりを目的にした取り組み。

* せいかつ応援センター (p.21、42)

働きたくても働けない、お金がないなどの相談を受け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う機関。ほっとHOT・中条内の胎内市社会福祉協議会が市から委託を受けて運営をしている。

***地域支え合いサポーター (p.20、21他)**
誰もが安心して生活していけるまちを目指す地域支え合い活動の中心的役割を担うボランティアのこと。介護や医療等の専門職と住民とのつなぎ役や住民からの相談相手、地域の支え合い活動の支援などを行う。

***ニート (p.4、42)**
15～34歳までの通学や家事、就労をせず、職業訓練も受けていない人。「若年無業者」ともいう。

***認知症カフェ (p.24)**
地域において、認知症の人やその家族、地域住民、専門職などの誰もが参加でき、お茶を飲みながら経験者の話を聞いたり、悩みを打ち明けたりすることができる集い場のこと。

***認知症サポーター (p.11)**
認知症について正しい知識と理解を持ち、偏見を持たず、認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする応援者。

***引きこもり (p.4、16、21、22他)**
仕事や学校に行かず、且つ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて、自宅に引きこもっている状態。また、自分の趣味に関する時だけ外出する者も含む。

***ファミリーサポートセンター (p.11)**
地域において子育て家庭の仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくることを目的として、「子育ての援助をして欲しい方(依頼会員)」と「子育ての援助をしてくださる方(提供会員)」がお互いに助け合う会員組織。

***フードバンク (p.25)**
賞味期限内でまだ食べられるのに廃棄されてしまう食品を、企業や個人から受

け、食べ物に困っている人や施設などに配給する活動及びその団体。

***フレイル (p.26)**
加齢に伴い、心身の活力が低下した状態。虚弱。早期に気付いて、治療や予防ができれば健常に近い状態へ改善したり、要介護状態に陥ることを減らせる。

***ボッチャ (p.32)**
ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目。ジャックボール(目標球)と呼ばれる白いボールに、赤・青それぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う。

***PDCA (ピーディーシーエー) サイクル (p.14、15)**
サイクルを構成する4つの頭文字をつなげたもの。P l a n (計画)、D o (実行)、C h e c k (評価)、A c t (改善) このサイクルを1周したら、次のサイクルにつなげ、らせんを描くようにレベルを向上させて、継続的に業務を改善していくこと。

***QOL (キューオーエル) (p.13、14他)**
クオリティ オブ ライフ (Quality Of Life) の略。物理的なことだけでなく、精神面も含めた個々の人生の質や社会的な生活の質のこと。

***U I J (ユーアイジェイ) ターン (p.36、38)**
大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態。Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態。Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

付 録

地域活動における個人情報取り扱いの
ガイドライン

○個人情報保護法って、町内会に関係あるの？

個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）個人情報保護法上の義務規定を守らなければならない「個人情報取扱事業者」とは、個人情報をデータベース化して事業活動に利用している者のことです。法人に限定されず、営利・非営利の別は問われないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織であっても「個人情報取扱事業者」に当たります。

※特に、平成27年9月の法改正により、取り扱う人数の多寡にかかわらず、全ての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められます。

○個人情報がないと活動できないですよ！？

法律の目的は、個人情報を外に出さずにしまっておくものではなく、個人情報をきちんと管理して安全に利用しましょうという法律です。

「向こう三軒両隣」のご近所関係では、それぞれの個人情報を、お互いに知り合っている関係です。知っているからこそ「困ったときはお互いさま」が成り立つのです。この関係は下図のように表されます。



最近、東京の息子さんは顔を見せるかい？

忙しそうで正月にしか来ないよ。
ところで雪降って病院行くの大変だね～。

ご近所同士のこの2人は、お互いに家族のことや、相手の病気のことを知っているようです。ご近所同士では珍しいことではありません。

この時点では個人情報は問題になりません。



Cさん、最近見ないね？前はよくゲートボールにきてたけど？

冬場に1人暮らしは大変だから、今、新潟の息子さんのところに行っているよ。

2人とも、Cさんとは付き合いがあるようです。そして、息子さんが新潟に住んでいることも既に知っています。個人情報の保護とは、情報を知らない（はずの）第三者への漏えいを防ぐための法律ですから、

この2人の間では「漏えい」が起きていません。

このように、地域に住む人全てがお互いを知っていれば、「個人情報保護」は地域にとって必要なくなるでしょう。しかし、現実には「人には知られたくない」と思うことがあって当然です。だから、誰もが納得のいくようきちんと管理していくことが大切です。

〇きちんと管理するってどういうこと？

必要に応じて集めた個人情報をどのように活用し、保護していくルールを決めていくことです。

このガイドラインでは、自治会の名簿を例に、作成の手順を追っていきます。

目

次

名簿の作り方	1～3
STEP 1 名簿の内容を検討する	
STEP 2 個人情報を収集する	
STEP 3 名簿を利用する	
名簿管理のルールって？	4
個人情報Q & A	5～6
自治会個人情報取扱規程	
参考例 1	8～9
参考例 2	10～11

名簿の作り方

STEP 1 名簿の内容を検討する

名簿を作る場合は、その目的と利用内容を明確にする必要があります。
こんな風に個人情報を収集していませんか？



区長になった以上、地域にどんな人が住んでいるか把握しなきゃいけないな！
役員と協力して、名簿を作ろう！

これでは皆さんに不安をあたえ、協力を得られずトラブルになる可能性があります。
名簿の作成では次の3つのポイントを確認しましょう。

①目的（何故名簿を作るのか？）

初めに、名簿を作成する目的を決めます。自治会の円滑な運営のため、災害時の自主防災のため、緊急時の安否確認のためなど、目的を明確にし、会員にきちんと説明出来るようにしましょう。

②内容（誰の、どんな個人情報が必要？）

①で決めた目的に沿って、名簿に必要な個人情報を検討します。目的に不要なものは収集せず、必要最低限にするのが原則です（例：氏名・住所・電話番号）。また、世帯だけの情報にするのか、家族全員分を収集するのかなども決める必要があります。

※宗教・政治・本籍地にかかわる情報は原則、収集禁止です。（「個人の権利や差別にかかわる情報」のため）

③運用（名簿の管理方法をルール化しよう！）

作成した名簿をどのように保管するか、誰が管理するのかなど、ルールを決めて文書にし、（自治会の場合は）住民に通知する必要があります。名簿を誰が見るのか、地域に配付するのかなどは、①で決めた名簿の目的などにより異なるので、みなさんで話し合い決定する必要があります。

STEP 2 個人情報を収集する

STEP 1 で決めた内容に沿って住民に説明をし、同意が得られる方から情報を提供してもらいましょう。

どうしても必要です！本人の同意！

個人情報は本人から収集するのが原則です。本人以外の方から情報をもらう場合は、必ず本人の同意を得る必要があります。なかには不信感や個人情報保護についての理解不足から、「とにかく教えない」という人がいます。だからこそ、なぜ名簿を作成し、どのような場合に使うのか、ルールが明確化が必要なのです。説明を尽くしても同意を得られない場合はやむを得ません。また、市役所が把握している場合でも、本人の同意が得られない場合は提供できません。

○ルールの通知は総会、回覧板を利用して

STEP1で決めた名簿の目的やルールの周知は、総会や回覧板を利用して、年に1回程度は行いましょう。個人情報の管理方法が明確になると、会員の理解と安心が得やすくなります。

例) ～個人情報の取扱いについて～

住民の皆さんから収集した個人情報は、自治会の運営、親睦、連絡事項等やこれに付随する業務を行う目的の範囲内で利用させていただきます。

また、ご提供いただいた個人情報は、法令等の定めのある場合を除いて、事前のご同意をいただくことなく、あらかじめ明示した利用目的以外に使用し、外部に提供いたしません。

目的やルールは、各自治会・町内会の実情に合わせたものにすることが重要です。個人情報の取扱いについて、会則や規約に盛り込んだり、取扱方法を新たに作成するなど、皆さんで話し合い、きちんと合意を形成するプロセスを経ることで理解を得やすくなります。(この冊子ではモデル規定を例示しています)

STEP 3 名簿を利用する

名簿の情報は、STEP1で決めた利用目的の範囲内で活用しましょう。

もし、利用目的以外にも情報を活用したい場合は、改めて本人から同意を得る必要があります。

☆外部機関から情報提供を求められたら・・・

特別な場合を除き、個人情報の外部提供は原則禁止です。必ず本人の同意を得てから応じるようにしましょう。

☆特別な場合って？

○法令に基づく場合

○人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき など

※地区連合会や自主防災組織など、個人情報の外部提供が初めから想定される場合は、STEP1の利用目的に盛り込んでおくなど工夫しましょう。

古くなったり不要になった個人情報は、
シュレッダーにかけるなどしてきちんと廃棄しましょう。
これも、適正な管理の一つです。

名簿管理のルールって？

さて、名簿作成の中で頻繁に出てきた「名簿管理のルール」は、具体的にどんな内容にしたら良いでしょうか。以下の点に留意してください。

- ① ルール周知の方法
- ② 収集する個人情報の項目
- ③ 個人情報の取得方法
- ④ 利用目的
- ⑤ 管理方法
- ⑥ その他、必要がある事項について

名簿の目的や利用方法によって、管理方法も変わってきます。目的に沿ったルールを、会員のみなさんと話し合い決定していきましょう。

また、決まったルールは文書にし、会員のみなさんと情報を共有しましょう。

【参考】町内会の会則に盛り込む場合

第〇条

本会が町内会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、次のとおり適正に運用するものとする。

- (1) 個人情報の取扱い方法は、総会資料、または回覧で会員に周知する。
- (2) 個人情報とは、会長に提出された次の事項を記したものとする。
 - ・氏名（家族、同居人を含む）・生年月日・性別・住所・電話番号
 - ・通学校先・その他、必要とするもので同意を得た事項
- (3) 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行う。
 - ア 会費請求、管理、その他文書の送付
 - イ 町内会員名簿の作成及び地図の作成
- (4) 個人情報は会長または会長が指定する役員が鍵のかかる場所に保管し、適正に管理する。
- (5) 不要となった個人情報は、会長立会いのもの、適正かつ速やかに廃棄する。
- (6) 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意なしに第三者に提供しない。
 - ア 法令に基づく場合
 - イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - ウ その他、町内会であらかじめ決めた提供先

これはあくまで一例です。もっと細かい内容でより具体的にルールを定める場合は、「個人情報取扱方法」という文書を、会則とは別に定めることで対応しましょう。

よくある質問にお答えします。

個人情報 Q&A

Q1：昼間不在の家もあり、一軒ずつ回って個人情報を集めることが大変なので、回覧板に名簿をつけて記入してもらいたいのですが…。

A：本人が他人に見られるのを承知で記入するのであれば問題はありませんが、他の人の目に触れることや、回覧されることに同意できない場合は記入する必要がない旨を明記しましょう。あまり協力を得られないようであれば、収集方法を変更する必要があります。

Q1：災害等に備えて名簿を作りたいのですが、個人情報保護法が施行されてから、情報の収集や利用に敏感になり、教えてくれない人が多くなりました。どう対処したらいいでしょうか。

A：個人情報保護法は「情報を出してはならない」という法律ではありません。名簿作成の目的や、町内会で決めたルールに則って適正に管理・運営していることを周知し、会員の理解を得られるようにしましょう。

また、災害時に町内会で支援・救護活動を行うために必要な情報であることとともに、町内会活動は自分の命と財産を守るものであることを理解してもらうことも大切です。

※なお、市の「要援護世帯等訪問調査」にて作成された名簿については、区長へ情報提供することに同意を得られた世帯に限り、提供することができます。提供を受けようとする区長は「誓約書」を提出する必要があります。

Q 3 : 町内会でのイベントの際に写真を撮って町内会の広報に載せたいのですが、何か注意する点がありますか？

A : イベントで写真を撮る場合は、事前にその旨を周知するとともに、カメラマンは腕章を着けるなど、撮影を行っていることが分かるようにしましょう。

また、広報に載せる場合、撮影をすることと併せて広報掲載予定の旨も周知し、人物が特定できるくらいははっきり写っているものは本人の同意を得る必要があります。顔が分からないように遠方から撮影したり、後ろ姿を撮るなど、工夫して撮影を行うことも大切です。

Q 4 : 長寿を祝うため、65歳以上の高齢者の名前と住所を知りたいのですが、同じようなイベントを行っている市役所から、自分の町内会分の情報をもらいたいです。

A : 本人の同意が無い限り、市役所から個人情報を提供することは原則、出来ません。しかし、胎内市個人情報保護条例第9条第1項第6号の条文に該当すると認められるときは提供できる場合があります。条文については、以下のとおりです。

胎内市個人情報保護条例第9条第1項第6号

公共的団体に当該個人情報を提供する場合において、当該個人情報の提供を受けて行う事業が公益性を有するものであり、かつ、必要最小限の提供であると認められるとき。

Q 5 : 緊急連絡用の名簿を会員に配付しても問題はありませんか？

A : 本人の同意があれば問題ありません。ただし、同意が得られない方の個人情報は、配付する名簿からは、削除しなければなりません。また、配付した名簿の取り扱いについても周知する必要があります。

自治会個人情報取扱規程

参考例

参考例 1

〇〇自治会 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 本会が保有する個人情報の適正な取扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取扱いの方法は総会資料、または回覧で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 前条の個人情報とは、「自治会加入届」「家族（世帯）カード」などとして会長に提出された次の事項を記したものとする。

- (1) 氏名（家族、同居人を含む）・生年月日・性別・住所・電話番号
- (2) 勤務先（必要に応じ）・通学校先（義務教育）
- (3) その他、必要とするもので同意を得た事項

(利用)

第5条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 自治会員名簿の作成および地図の作成

(管理)

第6条 個人情報は会長または会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は会長立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第7条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは胎内市またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 自治会、これらに準じる公共目的の団体・学校

(6) その他、自治会であらかじめ決めた提供先

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

参考例 2

〇〇町内会・自治会 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町内会・自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱規程を、総会資料または回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が「町内会・自治会加入届」「家族(世帯)カード」「調査票」などを、会員または会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、会員名簿作成に必要な、氏名(家族、同居人を含む)、住所、電話番号のほか、災害時における避難支援活動に必要な、生年月日、性別、援護の要否、緊急時連絡先、その他の項目で、会員が同意する事項とする。

(同意の取消し)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての項目について同意を取消することができる。

2 前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、または削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会議開催、会員管理、その他文書の送付など
- (2) 町内会員名簿の作成及び地図の作成
- (3) 会員相互の親睦を高める活動
- (4) 安全・安心で、住み良いまちづくり活動
- (5) 祝い金等の対象者の把握
- (6) 災害時における要援護者の支援活動

(管理)

第7条 収集した個人情報は、会長または会長が指定する役員が保管するものとし、適切に管理する。

2 会員名簿は、配布を受けた個々の会員が適正に管理する。

3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第8条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは新潟県、胎内市またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(5) 個人情報のうち役員に関するもので、胎内市、町内会、自治会、またはこれらに準じる公共目的の団体・学校が、町内会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

地域ちやぶ台プラン2

第2期胎内市地域福祉計画 第3次胎内市地域福祉活動計画

平成29年4月

【編集・発行】 胎内市福祉介護課

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

TEL：0254-43-6111(代表)

FAX：0254-44-8040

URL：<http://www.city.tainai.niigata.jp/>

E-mail：fukuho@city.tainai.lg.jp

胎内市社会福祉協議会

〒959-2656 新潟県胎内市西本町11番11号

ほっとHOT・中条 内

TEL：0254-44-8682

FAX：0254-44-8651

URL：<http://tainai-syakyo.com/>

E-mail：fukushi@tainai-syakyo.or.jp